

1 県民経済計算の概要	...	134
1 県民経済計算とは	...	134
2 県民経済計算のねらい	...	134
3 県民経済計算の機能	...	134
4 基本的な概念	...	134
5 県民経済計算の特徴的な考え方	...	135
6 県民経済計算の推計方法	...	136
2 県民経済計算による経済の循環と構造の捉え方	...	137
1 取引の分類	...	137
2 取引主体の分類	...	138
3 経済活動別分類と制度部門別分類の関係	...	140
4 取引主体の居住者・非居住者別分類と取引場所の県内・県外別分類	...	140
5 産業関連表との関係	...	141
3 県民経済計算の構成（基本勘定、主要系列表、附表）	...	141
基本勘定	...	141
1 統合勘定	...	141
1 - 1 県内総生産勘定（生産側及び支出側）	...	141
1 - 2 県民可処分所得と使用勘定	...	142
1 - 3 資本調達勘定（実物取引）	...	142
1 - 4 県外勘定（経常取引）	...	142
2 制度部門別所得支出勘定	...	143
2 - 1 非金融法人企業	...	143
2 - 2 金融機関	...	143
2 - 3 一般政府	...	144
2 - 4 家計（個人企業を含む）	...	144
2 - 5 対家計民間非営利団体	...	144
3 制度部門別資本調達勘定	...	148
3 - 1 非金融法人企業	...	148
3 - 2 金融機関	...	149
3 - 3 一般政府	...	149
3 - 4 家計（個人企業を含む）	...	149
3 - 5 対家計民間非営利団体	...	149
主要系列表	...	150
主 - 1 経済活動別県内総生産	...	150
（1）名目		
（2）実質		
（3）デフレーター		
主 - 2 県民所得及び県民可処分所得の分配	...	152
主 - 3 県内総生産（支出側）	...	158
（1）名目		
（2）実質		
（3）デフレーター		
付 表	...	162
付 - 1 一般政府の部門別所得支出取引	...	162
付 - 2 社会保障負担の明細表（一般政府の受取）	...	162
付 - 3 一般政府から家計への移転の明細表（社会保障関係）	...	162
付 - 4 経済活動別県内総生産及び要素所得	...	163
付 - 5 経済活動別の就業者数及び雇業者数	...	163
付 - 6 家計の最終消費支出の構成	...	163
4 県民経済計算の推計方法	...	164
1 経済活動別県内総生産（名目）	...	164
2 経済活動別県内総生産（実質：連鎖方式）	...	173
3 県民所得及び県民可処分所得の分配	...	174
4 県内総生産（支出側、名目）	...	181
5 県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）	...	185
6 制度部門別所得支出勘定	...	186
7 制度部門別資本調達勘定（実物取引）	...	189
5 経済活動別分類（SNA分類）と日本標準産業分類の対応表	...	191

1 県民経済計算とは

県民経済計算は、国民経済計算()と共通する基本的な考え方や仕組みに基づいて構成されており、県という行政区域を単位として一定期間(会計年度)の経済活動を計測するものである。

()国民経済計算は、国連提案の現行国際標準方式「93SNA(System of National Accounts 1993)」による「経済のフローとストックの記録を体系化し、かつ統合するための包括的で詳細な枠組みを提供する計算体系」である。

2 県民経済計算のねらい

県民経済計算は、県経済の循環と構造を、生産、分配、支出の三面にわたり計量把握することにより、県経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な経済指標として行財政経済政策に資することを主な目的としている。あわせて、国民経済における県経済の位置を明らかにし、各都道府県相互間の計数比較を行うことによって、国民経済の地域分析と諸施策立案に活用しようとするものである。

3 県民経済計算の機能

県民経済計算は、県という行政区域における経済活動の実態を、マクロ的視点から総合的に把握するものである。これにより、地方行政の目標設定や諸施策の評価が可能となる。

- 1 所得水準や経済成長率の計測により県経済の動向を把握することができ、県間比較によって全国に対する位置の判定を行うことができる。
- 2 地域経済の基本構造の実態が明らかにされることにより、次のことが可能となる。
 - ① 生産面においては、県内産業構造の実態が明らかとなる。
 - ② 分配面においては、所得の分配の態様を分析することにより、生産要素の分配の実態が明らかとなる。
 - ③ 支出面においては、地域経済における総需要の構造や動向(消費、投資、貯蓄、移出などの構成や増減)が明らかとなる。
 - ④ 所得の移転関係を捉えることにより、所得再分配の態様や効果を明らかにすることができる。
 - ⑤ 担税能力の評価尺度(県民の担税率等)が明らかになることから、地方税収を合理的に見込むことができる。
 - ⑥ 県際取引(受払)を捉えることにより、生産物の移出入や生産要素(労働や資本)の県間移動の実態が明らかにされ、他県経済との関連ないし対外依存度を知ることができる。
- 3 制度部門別に、投資やその処分の態様を捉えることにより、県民経済の内部における投資や資金の分配を明らかにすることができる。
- 4 制度部門別に、投資やそのための資金調達の関係が明らかにされ、県民経済の内部における構造や相互依存関係を明らかにすることができる。
- 5 最終生産物の循環局面だけでなく、中間生産物の循環を部門別、品目別に捉えることができる。
- 6 資金循環の経路や態様を捉えることにより、地域経済における資金の調達や運用の経路、態様を知ることができ、実物経済の背後にある金融経済の地域的特色を捉えることができる。

4 基本的な概念

(1) 県民経済計算における付加価値

県民経済計算における付加価値とは、1年間に県の居住者の生産活動によって新たに生み出された純生産物(最終生産物)の価値を貨幣価値で評価したもので、それはまた、生産活動に参加した労働、土地、資本などの各生産要素の所得(分配)となり、次いで消費または投資(支出)にあてられる。

県民経済計算ではこの付加価値を、それが発生する「生産面」から把握しても、各生産要素の所得となる「分配面」から把握しても、それを消費または投資にあてる「支出面」から把握しても、全く同じ値となる「三面等価の原則」の概念に基づいている。

(2) 県内概念と県民概念

経済活動を把握する場合、県内概念(属地主義)と県民概念(属人主義)とがある。

前者は県という行政区域内の経済活動を、それに携わった者の居住地を問わず把握するものであり、後者は、県内居住者の経済活動を地域を問わず把握するものである。

主要3系列(生産・分配・支出)のうち、経済活動別県内総生産と県内総生産(支出側)は前者の県内概念で把握し、県民所得(分配)は後者の県民概念で把握したものである。

なお、この場合の居住者とは個人だけでなく、法人企業や政府機関など、経済主体全般に適用される概念基準である。

(3) 総(グロス)概念と純(ネット)概念

固定資本減耗は、減価償却費に資本偶発損を加えたものである。減価償却費は構築物や設備など有形固定資産の摩耗・損傷に対応して、耐用年数経過後の更新のために積み立てられる資金を指す。資本偶発損は、事故や災害など通常予想される損害の発生に対応するものである。

付加価値の評価にあたって、この固定資本減耗を控除したものを、「純(ネット)」概念といい、固定資本減耗を含むものを「総(グロス)」概念という。

総(グロス)と純(ネット)の関係：総生産 = 純生産 + 固定資本減耗

(4) 市場価格表示と要素費用表示

付加価値を測定する場合、市場価格で表示する方法と要素費用で表示する方法がある。

市場価格は市場取引における売買価格をいい、要素費用は生産要素(労働、土地、資本)に対する企業の費用(賃金、利潤など)をいう。

これら二つの表示方法によって推計された純生産物は、次のとおり関係づけられる。

市場価格表示 = 要素費用表示 + 生産・輸入品に課される税(控除)補助金

県民経済計算では、経済活動別県内純生産と県民所得(分配)は要素費用で表示し、その他は市場価格で表示している。

5 県民経済計算の特徴的な考え方

(1) 発生主義

県民経済計算では、経済的な取引が成立した時をもって記録することを原則とする。

取引の成立とは、一般的には、所有権の移転や契約の成立であって、現金決済とは別のものとみなす。例えば、割賦販売で商品を購入した場合は、取引は割賦販売契約が結ばれた時点で商品の総額について成立したものとみなし、総額を最終消費支出として記録する。

(2) 最終支出主体主義

県民経済計算では、補助事業などの場合、その資金の源泉にかかわらず、全額最終的に支出した部門の支出とすることを原則とする。例えば、民間事業者が行う事業への政府からの補助金は、民間の支出として区分される一方、下水道事業などの公的部門への民間の受益者負担分は、公的支出として計上される。

(3) 在庫品評価調整

県民経済計算では、発生主義の原則がとられているため、在庫品増加はその商品の在庫増減時点の価額で評価すべきものとされている。しかし、入手可能な在庫関係データは企業会計に基づくものであり、後入先出法や先入先出法など、企業会計上認められる様々な評価方法が用いられている。従って、期末在庫残高から期首在庫残高を差し引いて得られる増減額には、期首と期末の評価価格差(一種の評価損益)も含まれている。この評価価格差を取り除くための調整を「在庫品評価調整」といい、生産系列では産業別に産出額及び中間投入額で、分配系列では企業所得で、支出系列では在庫品増加において行われる。

(4) 特別な産業

持ち家産業

県民経済計算では、貸借関係の発生・消滅によって変動する家賃の受取・支払について一律に計算を行うため、実際には家賃の支払を伴わない自己所有住宅(持ち家)についても、

通常の借家や借間と同様のサービスが生産され、消費されるものと仮定している。このサービスを、平均的な市場家賃で評価したものを「帰属家賃」という。

これにより、住宅の自己所有者は住宅賃貸業を営んでいるものと擬制され、帰属家賃は個人企業による住宅賃貸業産出額の一部として計上される。

また、その営業余剰は個人企業所得に含まれ、帰属家賃は家計の最終消費となる。なお、帰属家賃には給与住宅など実際の家賃と市場家賃との差額の評価分（給与住宅差額家賃）も含まれる。

金融業

金融業の利子や配当の受払は、その源泉である金融資産・負債が生産物ではないために、生産活動の結果とされない。しかし、生産活動である送金などの手数料のみを産出額として金融業の収支をみると、大幅な赤字となる。これでは、産業としての金融業の実態からかけ離れるため、貸出と負債の差額である「帰属利子」を金融業の帰属サービスと考え、産出額に加えている。なお、この帰属利子は、各産業ではコストと考えられ中間投入とされる。

また、この方法で産出額を把握すると、貸付活動の盛んな本店(中央)の方が過大に計測されてしまうことから、支店(地方)の活動を評価するために、本・支店間の資金移動分も利子の受払の対象としている。

金融業の産出額：産出額 = 手数料 + 帰属利子 帰属利子 = 受取利子 + 受取配当 - 支払利子

保険業

生命保険・非生命保険の産出額は、保険料に貯蓄的要素も含まれていることから、次のように把握される。

保険業の産出額：産出額 = 保険料 - 保険金 - 貯蓄的要素(保険料のうち保険契約準備金の増加に向けられた分)

政府サービス生産者

県民経済計算では、市場価格が存在しない場合、その財貨・サービスを産出するために必要な費用を産出額とする。政府サービス生産者には、営業余剰が存在しないと仮定されるため、費用の合計(=産出額)は中間投入、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(純)及び県内雇用者報酬の合計である。このうち中間投入は、政府が消費する事務用品、光熱費、交通費、業務委託費などからなり、県内雇用者報酬は、政府サービスに該当する公務員、公立学校の教員などの賃金が主なものとなる。

政府サービスの産出に必要な費用がどのように賄われているかを考えると、一部は国公立学校の授業料や下水道料金などの収入(「非商品販売」と呼ぶ。)で賄われるものの、大部分は租税を中心とする一般財源で賄われており、この部分は、受益者が特定できないことから、県民になり代わって政府自らが消費するものとされる。これを政府最終消費支出という。

対家計民間非営利サービス生産者

対家計民間非営利サービス生産者も政府サービス生産者と同様に、私立学校の授業料など(政府サービス生産者と同様「非商品販売」と呼ぶ。)では賄えないため、会員からの会費収入や政府の補助金で賄うこととなり、これが対家計民間非営利団体最終消費支出となる。

6 県民経済計算の推計方法

地域分析として所得の相互比較を行うためには、各都道府県とも統一された推計方法によることが望ましい。このような観点から、本県の所得推計は内閣府経済社会総合研究所から示された「県民経済計算標準方式推計方法」に準拠することとしている。

基本的な推計方法として、生産面については、産出額から中間投入額を差し引き、付加価値を集計する「付加価値法」をとり、分配面については、生産活動に参加した生産諸要素に帰属する所得を計算する「所得接近法」をとっている。また、支出面については、各経済主体の所得処分や支出額を把握する「支出接近法」、最終生産物の売上を把握する「生産物接近法」をとっている。

しかし、推計対象項目の特質や基礎資料の制約上、標準方式を統一的に採用することが困難な部分については、最も妥当と判断される推計方法を用いることとしている。

私たちが生活している経済社会の中では、年々さまざまな種類の財貨やサービスが生産され、消費されている。人々は、その保有している労働や資本といった生産要素の用役を提供することによって生産活動に参加し、その報酬として所得を得ている。そして、その所得を用いて財貨やサービスを購入・消費し、将来の生産のために蓄積もしている。

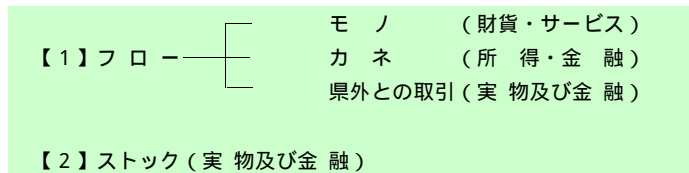
県民経済計算は、このような経済活動の循環と構造を、社会会計方式により事後的に整理されたかたちで記録するものである。

1 取引の分類

取引の分類については、領域別分類と機能別分類が考えられる。

(1) 取引の領域別分類

県民経済計算においては、フローとストック、モノ(実物)とカネ(金融)といった取引対象の観点から取引を整理区分して捉えるため、取引は次のような領域に分類される。

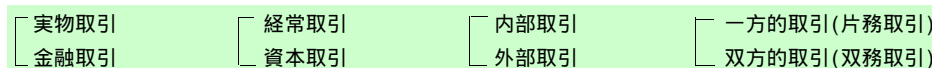


- ・【1】①は実物フローの取引を示し、基本的には「生産」、「消費」及び「蓄積」といった経済活動の領域のいずれかに分類される。これはモノ(財貨・サービス)の産出(供給)と処分(需要)を捉えるものであり、産出についてはその投入構造が、処分については中間消費、最終消費、総固定資本形成、在庫品増加などの有様が明らかにされる。
- ・【1】②は経済活動部門の所得、金融の収支に関する取引を示すもので、所得支出勘定、資本調達勘定及び資金循環勘定の領域がその対象範囲となる。
- ・【1】③は県外との実物及び金融取引を一括して取り扱う部分である。
- ・【2】は実物・金融の取引の結果として、実物資産や金融資産のストックの有様が明らかにされるもので、県民貸借対照表の領域がその対象範囲となる。

(2) 取引の機能別分類

経済循環は個々の取引によって構成されているが、それらの取引範囲は極めて広く、その中には、種々性格を異にした取引が含まれる。ここで、経済循環の構造を体系化して捉えようとする場合、それぞれの取引の機能を検討し、それぞれのもつ特徴によって分類することが必要となる。

取引を分類すると、例えば、つぎのように対照的な種類の取引に分類される。



県民経済計算の場合に使われる取引種類の特殊例として、「移転取引」と「帰属取引」とがある。「移転取引」は、会計学上という一方的取引とほぼ同じ意味を持つが、さらに社会的な立場からみた、より広い内容範囲にわたって捉えられた県民経済計算上の技術的用語である。

「帰属取引」は、会計学上の用語にはみられない例外的なもので、社会会計上の観点からの必要に応じ、現実には行っていない取引を仮想し、受払の両建てを擬制するものである。

(3) 取引記録の基準

県民経済の循環と構造を取引によって系統的に整理し、受払いのバランスとして捉えるためには、取引を記録する時点について一定基準により統一的に捉えることが必要となり、発生主義の原則()に準拠して記録される。

- ()当該取引が実際に発生した時点を適用することであり、具体的に各取引についてみると、生産活動においては、財貨の生産やサービスの提供がなされた時点、消費支出、資本形成については財貨・サービスが購入された時点または所有権が移転した時点、所得の受払いは、その支払義務が発生した時点で把握される。

2 取引主体の分類

県民経済計算のように、マクロ集計量を取り扱う勘定体系においては、個々の経済主体を同質のグループに集約する必要がある。その場合、いくつかの観点からの分類基準が考えられるが、県民経済計算の体系においては国民経済計算に準拠し、実物と金融の2分法に従って2種類の取引主体に分類している。

一つは財貨・サービスの流れ、つまり実物のフローの取引に関与する主体であり、生産、消費及び資本形成の諸勘定に関連するものである。これは、生産、消費及び資本形成の経済活動に関連することから、「経済活動別分類」と呼ばれる。

もう一つは、資金の流れ、つまり金融フローに関与する主体であり、所得支出、資本調達及び県民貸借対照表の諸勘定に関連するものである。これは所得の受取や処分、資金の調達や運用など、組織体の意思決定に関連するところから、「制度部門別分類」と呼ばれる。

経済活動別分類は、産業構造分析など生産分析の目的から必要とされ、他方の制度部門別分類は、所得及び金融面の分析など金融分析の目的から必要とされるものである。

(1) 経済活動別分類

経済活動別分類は、取引主体を財貨・サービスの生産及び使用に関与する性格に従い、「事業所」が分類単位とされ、①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者の3つに分類される。

事業所とは、「物の生産またはサービスの提供が業として行われている個々の物理的場所」のことであり、「事業所・企業統計調査(総務省)」の事業所の概念とほぼ一致する。通常、工場、精錬所、鉱山、商店、農家、病院、事務所などと呼ばれ、一区画を占めて経済活動を行っている場所である。同一構内にあれば経営主体が同一である限り一区画とみなし、一単位として取り扱う。しかし同一構内であっても経営主体が異なれば別の事業所として取り扱う。

また、経済活動の行われる場所は一定しているのが普通であるが、特定の事業所を持たない場合(行商人等)や個人タクシーなどの場合は、便宜上その住居を事業所とみなす。また、農家や漁家などについても、業主の住居を農業または漁業活動に関する事業所とみなす。

なお、事業所・企業統計調査における「事業所」と県民経済計算という「事業所」が異なる場合もある。例えば事業所・企業統計調査においては、建設業事業所として出張所等を認めていないが、県民経済計算では工事施工場所を生産の場所として、事業所に準ずる扱いをする(施工ベース)。そのほか鉱業における採鉱地も同様である。

事業所は、「市場生産者」と「非市場生産者」に分けられる。「市場生産者」とは、経済的に意味のある価格(生産者が供給しようとする量と購入者が買おうとする量とに意味のある影響を及ぼす価格)で生産物のほとんど、またはすべてを販売する生産者であって、「産業」を構成する。「非市場生産者」とは、無料または経済的に意味のない価格(生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいはまったく影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格)で供給される財貨及び個別的・集散的サービスの生産者で、「政府サービス生産者」と「対家計民間非営利サービス生産者」がこれにあたる。

事業所の産業分類については、1事業所で2種以上の事業を兼ね営んでいる場合は、調査日前過去1箇年の総収入の最も多い事業によって産業を決定し、1事業所で一貫作業等を行い、生産過程が結合されて分離し得ないような場合には、その事業所にとって最大の比重を占める市場性のある生産物を生産する産業に一括して含めることとする。

なお、本社・工場・営業所・試験場などの産業分類は、基本的に事業所・企業統計調査における産業分類による。例えば本社・工場は製造業に、営業所は卸売業に、試験場は研究機関等にそれぞれ分類する。

産 業

産業とは、経済的に意味のある価格で生産物のほとんど、またはすべてを販売する生産者(市場生産者)である。産業には、民間企業の事業所のほか、公的企業として産業に分類される政府諸機関がある。政府諸機関については、以下の基準に従って、産業(市場生産者)と一般政府(非市場生産者)に区分する。

金融業に従事する政府諸機関

当該機関の保有する金融資産がその総資産の90%を超える場合は、逆ざや機関であっても、金融仲介活動に従事しているという業務内容を重視し、公的金融(産業)とする。

非金融業に従事する政府諸機関

(i)民間部門に同種の活動がある、(ii)価格・料金が供給する量・質に比例する、(iii)購入が自由意志によって行われる、という3つの基準のうち2つ以上を満たすものについては、経済的に意味のある価格で財貨・サービスが供給されているものとみなし、公的非金融(産業)とする。

なお、医療機関については、社会保険診療報酬制度により同一のサービス・価格体系の中で競合できる存在であることから、上記の基準に従いすべて産業として扱う。

上記以外に、次のものが産業に含まれる。

- 主として企業のためにサービスを提供することを目的とする民間非営利団体
- 家計の所有する住宅や政府及び民間非営利団体が職員のため所有する住宅の帰属サービス
- 家計、政府または民間非営利団体が自ら使用するために行う住宅及び非居住用建物の建設活動

政府サービス生産者

政府サービスとは、国家の治安や秩序の維持、経済厚生、社会福祉の増進などのためのサービスで、政府以外によっては効率的かつ経済的に供給されないような、社会の共通目的のために行われる性格のものである。

政府サービス生産者には、上記の機能を果たす中央政府(国出先機関)、地方政府(県、市町村)などの行政機関のほか、社会保障基金()や事業団の一部など、特定の非営利団体が含まれる。

- ()社会保障基金とは、社会全体あるいは大部分を対象として社会保障給付を行うことを目的とする組織で、法律により加入が義務づけられていること、掛け金の負担が強制的であること、負担と給付がリンクしていない(積立方式で運営されていない)こと、の条件を満たすものである。国の社会保障特別会計(厚生保険、国民年金、労働保険、船員保険)、共済組合(国家・地方公務員共済組合等)及び健康保険組合などが該当する。

対家計民間非営利サービス生産者

他の方法では効率的に提供し得ない社会的、公共的サービスを、利益追求を目的とせず家計へ提供する団体を「対家計民間非営利団体」といい、これを生産者として把握する場合、「対家計民間非営利サービス生産者」という。対家計民間非営利団体は、ある特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、その活動は通常、会員の会費や家計、企業、政府からの寄付、補助金によって賄われる。労働組合、政党、宗教団体のほか、私立学校のすべてがこれに含まれる。

なお、副次活動として営利活動を営む場合、その副次活動は分離して、産業に含まれる。

(2) 制度部門別分類

制度部門別分類は、独立した組織として所得の受払いや財産の所有・運用に関する意思決定を行う制度単位を基準として行われる。この分類において、取引主体は主として機能、行動、目的等を基に①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計(個人企業を含む)、⑤対家計民間非営利団体の5つに大別される。

非金融法人企業

市場財及び市場非金融サービスの生産を主活動とするすべての居住者である非金融法人企業または準法人企業である。財貨及び非金融サービスの市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

金融機関

主に金融仲介活動または、金融仲介業務に密接に関連した補助的金融活動(金融仲介活動を促進する活動)に従事しているすべての居住者である法人企業または準法人企業である。金融的性格をもつ市場生産(保険業務など)に従事する非営利団体も含まれる。

一般政府

中央政府(国出先機関)、地方政府(県、市町村)と、それらによって設定・管理されている社

会保障基金から構成される。これらには、政府及び社会保障基金により支配、資金供給され、非市場生産に従事している非営利団体も含まれる。

家計

同じ住居を持ち、所得や富の一部または全部をプールし、住宅や食料を中心に、共同で特定の財貨やサービスを消費する人々の小集団をいい、自営の個人企業も含まれる。これは、家計の構成員が独自の企業を所有し、それが法人企業または準法人企業でない場合、所属する家計部門の利益となるために活動しているとみなされ、その企業はその家計自体と不可分のものとみなされることによる。

対家計民間非営利団体

政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供するすべての居住者である非営利団体により構成される。

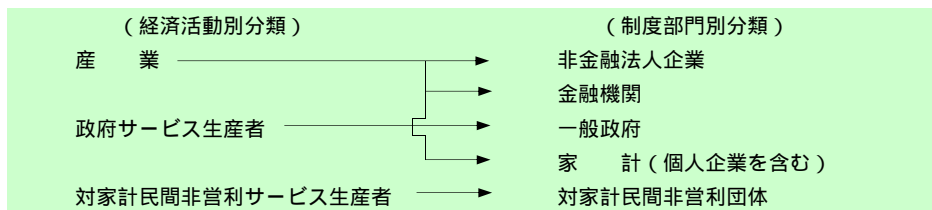
以上のうち、①非金融法人企業及び②金融機関は、民間法人企業と公的法人企業に分類される。公的部門とは、次の2つの基準の両方を満たしている場合とする。

- 1 政府が所有かつ支配する(所有かつ支配の基準)。具体的には、以下の両方を満たす場合のみを公的企業とする。
 - 政府が出資ないし株式の過半数を保有
 - 政府が法人の経営方針の決定や役員の任命権を保有
- 2 政府の代行業務を行う(政府が指名する者が設立した機関、あるいは任意に設立した機関であっても政府関係者が設立の発起人である機関)。

なお、公的法人企業の子会社については、基礎統計上の制約や県民経済計算の継続性などから、公的法人企業には含めていない。

3 経済活動別分類と制度部門別分類の関係

経済活動別分類と制度部門別分類とは、異なった目的のもとに、異なった観点から区別されている。次に、両者の分類の相互関係を系統的に示す。



4 取引主体の居住者・非居住者別分類と取引場所の県内・県外別分類

取引は、その主体がその県の「居住者」であるか、「非居住者」であるかによって分類される。

また、取引の発生場所が「県内」であるか、「県外」であるかによって分類することが重要である。

財貨・サービスの生産に関する勘定は、県内で行われるすべての生産をカバーし、それらはすべて居住者たる生産者により行われたものとする。したがって、居住者たる生産者の活動を取り扱い、居住者たる生産要素に対する報酬は取り扱わない。換言すれば、県内生産概念が用いられる。

その他の勘定においては、居住者たる経済主体の取引を取り扱い、それが県内で発生したかどうかを問わない県民概念が用いられる。居住者たる経済主体は、その県の県内生産及び県外での生産への参加の結果として、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得等を受け取る。つまり、その県の生産から生じる所得のうちある部分は、非居住者たる経済主体に支払われる。

このように、生産への寄与により居住者たる経済主体に帰属する所得は、県内生産から発生した所得とは異なる。

経済主体が居住者となる要件は、常時その県の県内に居住しているかどうか为主要な基準となる。

企業は、本社・支社・営業所等に分かれ、それぞれが複数の県にまたがって企業活動を行っている場合があり、この場合、一連の経済活動から発生する付加価値を特定の県(例えば本社所在県)にのみ帰属させることは適当ではない。事業所を統計単位の基礎としている県民経済計算では、事業所が所在する県にそれぞれ経済活動の成果が帰属すると考える。

5 産業連関表との関係

県民経済計算が記録する対象は、一定期間における県民経済の活動の正味の成果部分に相当するものとして、産業連関表(次図)における最終需要(県内総生産、支出側)と付加価値(経済活動別県内総生産、県内所得)に対応する部分に限られ、一産業の中間生産物の販売(中間投入)は、他産業の購入(中間需要)として相互に相殺されている。

一方、産業連関表は生産過程で原材料等として中間消費されるものを含め、すべての財貨・サービスの生産と処分を把握しようとするものであり、この意味で両者は相互補完的な関係にあるといえる。

(県民経済計算と産業連関表の対応関係)

	中間需要	最終需要	産 出 額
中間投入	産業間の取引 県民経済計算では捨象	(県内総生産、支出側)	
粗付加価値	(経済活動別県内総生産) (県内所得)		
産	出	額	

3

県民経済計算の構成(基本勘定、主要系列表、付表)

基本勘定

1 統合勘定

統合勘定は、モノ(財貨およびサービス)の取引の結果とカネ(所得及び金融資産・負債)の流れの結果とを統合して記録し、一定期間における一県の経済活動の結果を総括したものである。

1 - 1 県内総生産勘定(生産側及び支出側)

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内生産勘定に当たっており、①産業、②政府サービス生産者、③対家計民間非営利サービス生産者の生産勘定を統合することによって作成される。なお総生産は県内概念で記録されている。

勘定の貸方は、県内生産物に対する支出総額を市場価格により評価した県内総生産(支出側)であり、勘定の借方は、県内経済活動における付加価値総額を市場価格により評価した県内総生産(生産側)である。

県内総生産の生産側と支出側は理論上必ず同額となるべきものであるが、実際の推計の上では、両面の推計に用いられる基礎資料や推計方法が異なるため、若干の不一致を免れない。そのため統計上の誤差や脱漏に基づくと思われる支払の計数上の差額を「統計上の不突合」として支出側に計上し、両面のバランスを成立させている。

この勘定は、各生産勘定を統合することによって得られるものであるが、以下に述べる他の3つの統合勘定、つまり「県民可処分所得と使用勘定」、「資本調達勘定」及び「県外勘定」をさらに総括することによっても得られる。

1 - 1 県内総生産勘定(生産側及び支出側)

1.1 県内雇用者報酬	1.6 民間最終消費支出
1.2 営業余剰・混合所得()	1.7 政府最終消費支出
1.3 固定資本減耗	(再掲)
1.4 生産・輸入品に課される税	家計現実最終消費
1.5 (控除)補助金	政府現実最終消費
	1.8 総固定資本形成
	1.9 在庫品増加
	1.10 財貨・サービスの移出
	1.11 (控除)財貨・サービスの移入
	1.12 統計上の不突合
県内総生産(生産側、市場価格)	県内総生産(支出側、市場価格)

()「混合所得」とは、個人企業の所得をいう。個人企業の場合、企業家としての所有者に対する報酬(生産から発生した余剰)と労働報酬の2種類の所得を含むことから「混合所得」とあrawす。

1 - 2 県民可処分所得と使用勘定

この勘定は、生産された要素所得の受取や生産物の最終消費への支払のほか、財産所得などの移転所得の受払いから構成され、県民可処分所得とその使用のバランスとして統合されているものである。この勘定においては、雇用者報酬は、県内雇用者報酬と県外からの雇用者報酬(純)からなる。営業余剰・混合所得は、各制度部門(非金融法人企業、金融機関、家計)の和になる。移転項目については、県外からの財産所得(純)と県外からのその他の経常移転(純)とに区別して表章される。

さらに生産・輸入品に課される税()と(控除)補助金が貸方に計上されている。

県民可処分所得は各制度部門の可処分所得との和として求められている。使用項目の民間最終消費支出、政府最終消費支出、県民貯蓄は、それらに対応する部門別項目の和として求められる。

1 - 2 県民可処分所得と使用勘定

2.1 民間最終消費支出	2.4 県内雇用者報酬
2.2 政府最終消費支出	2.5 県外からの雇用者報酬(純)
(再掲)	2.6 営業余剰・混合所得
家計現実最終消費	2.7 県外からの財産所得(純)
政府現実最終消費	2.8 生産・輸入品に課される税()
2.3 県民貯蓄	2.9 (控除)補助金
	2.10 県外からのその他の経常移転(純)
県民可処分所得の使用	県民可処分所得

()税務統計上の間接税にほぼ該当する。国連93SNAにおいて、「財貨及びサービスがその生産者によって生産、引渡し、販売、移転、その他処分された時点で支払われる税。財貨が国境を越えて経済領域に入り込んだ時点もしくはサービスが非居住者から居住者に提供されたときに支払われる輸入品に課される税及び関税を含む。」と定義されており、また、主に生産に使用される土地、建物もしくはその他の資産ないし使用等に対する「生産に課されるその他の税」を含むとされている。

1 - 3 資本調達勘定(実物取引)

この勘定は、資本形成とその資本調達のバランスを全制度部門について統合したもので、実物取引と金融取引とに区別されるが、県民経済計算では実物取引について記録する。

この勘定においては、各制度部門における資金過不足の和が県外に対する債権の変動に等しくなり、「純貸出(+)/純借入(-)」の和は、県外に対する債権変動プラス統計上の不突合に等しくなっている。

資本移転には県外からの資本移転等(純)のみが計上されている。

1 - 3 資本調達勘定(実物取引)

3.1 総固定資本形成	3.5 県民貯蓄
3.2 (控除)固定資本減耗	3.6 県外からの資本移転等(純)
3.3 在庫品増加	3.7 (控除)統計上の不突合
3.4 県外に対する債権の変動	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

1 - 4 県外勘定(経常取引)

県外勘定()においては、県全体として捉えた県外取引が計上されており、県外の視点から記録されている。経常取引と資本取引に区分されるが、県民経済計算では経常取引について記録する。

経常取引は、物の売買や運輸・通信・保険などサービスの売買よりなる「財貨・サービスの移出(入)」、労働に対して支払われる「雇用者報酬」、利子や配当金などからなる「財産所得」、対価の受領を伴わない財貨、サービス、現金の受払いのうち経常的なものよりなる「その他の経常移転」によって構成され、バランス項目として支払側に「経常県外収支」が設けられている。

資本取引は、「経常県外収支」及び「資本移転等(固定資産の取得または処分に係る資金の移転等)」の受払いから構成され、合計として「経常県外収支・資本移転による正味資産の変動」が示されている。

1 - 4 県外勘定（経常取引）

4.1 財貨・サービスの移出	4.6 財貨・サービスの移入
4.2 雇用者報酬(支払)	4.7 雇用者報酬(受取)
4.3 財産所得(支払)	4.8 財産所得(受取)
4.4 その他の経常移転(支払)	4.9 その他の経常移転(受取)
4.5 経常県外収支	
支 払	受 取

() 県外勘定をみる上で注意すべき点は、県外の視点からみた勘定となっていることである。したがって、県の受取である「財貨・サービスの移出」が支払項目へ、県の支払である「財貨・サービスの移入」が受取項目となっている。

2 制度部門別所得支出勘定

この勘定は、2-1 非金融法人企業、2-2 金融機関、2-3 一般政府、2-4 家計（個人企業を含む）、2-5 対家計民間非営利団体の5部門別に作成される。「県内総生産勘定（生産側及び支出側）」の借方に示される生産活動の結果発生した付加価値(所得)が、どの制度部門に分配され、さらに各制度部門及び県外部門間に様々な移転取引が行われる中で、それらの所得が最終的にどのように振り向けられているかを示している。

勘定の貸方(受取)には、要素所得としての県民雇用者報酬、営業余剰・混合所得、及び移転所得（財産所得、経常移転）が示され、借方(支払)には、最終消費支出、移転項目（財産所得とその他の経常移転）及び残差である貯蓄が示されている。

2 - 1 非金融法人企業

1 財産所得 (1) 利 子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 賃貸料	6 営業余剰
2 所得・富等に課される経常税	7 財産所得 (1) 利 子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料
3 無基金雇用者社会給付	8 帰属社会負担
4 その他の経常移転 うち非生命純保険料	9 その他の経常移転 うち非生命保険金
5 貯 蓄	
支 払	受 取

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

2 - 2 金融機関

1 財産所得 (1) 利 子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料	7 営業余剰
2 所得・富等に課される経常税	8 財産所得 (1) 利 子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得
3 現物社会移転以外の社会給付 (1) 年金基金による社会給付 (2) 無基金雇用者社会給付	9 社会負担 (1) 現実社会負担 a 雇主の自発的現実社会負担 b 雇用者の自発的現実社会負担 (2) 帰属社会負担
4 その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金	10 その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金
5 年金基金年金準備金の変動	
6 貯 蓄	
支 払	受 取

2 - 3 一般政府

1 最終消費支出 2 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 3 補助金 4 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) 無基金雇用者社会給付 (3) 社会扶助給付 5 その他の経常移転 うち非生命純保険料 6 貯蓄	7 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料 8 生産・輸入品に課される税 9 所得・富等に課される経常税 10 社会負担 (1) 現実社会負担 a 雇主の強制的現実社会負担 b 雇用者の強制的社会負担 (2) 帰属社会負担 11 その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 現物社会移転 うち現物社会給付	

2 - 4 家計(個人企業を含む)

1 最終消費支出 2 財産所得 (1) 消費者負債利子 (2) その他の利子 (3) 賃貸料 3 所得・富等に課される経常税 4 社会負担 (1) 現実社会負担 a 雇主の現実社会負担 b 雇用者の社会負担 (2) 帰属社会負担 5 その他の経常移転 うち非生命純保険料 6 貯蓄	7 営業余剰・混合所得 (1) 営業余剰(持ち家) (2) 混合所得 8 県民雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a 雇主の現実社会負担 b 雇主の帰属社会負担 9 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料 10 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) 年金基金による社会給付 (3) 無基金雇用者社会給付 (4) 社会扶助給付 11 その他の経常移転 うち非生命保険金 12 年金基金年金準備金の変動
支 払	受 取
(参考) 可処分所得 貯蓄率(%)	(参考) 現物社会移転 うち現物社会給付

(注1) 可処分所得 = (受取合計 - 年金基金年金準備金の変動) - (支払2～5の合計)

(注2) 貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得 + 年金基金年金準備金の変動)

2 - 5 対家計民間非営利団体

1 最終消費支出 2 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 3 現物社会移転以外の社会給付 (1) 無基金雇用者社会給付 (2) 社会扶助給付 4 その他の経常移転 うち非生命純保険料 5 貯蓄	6 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する財産所得 (4) 賃貸料 7 帰属社会負担 8 その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取

(1) 要素所得

県民雇用者報酬

雇用者の仕事に対する報酬として、企業によって雇用者に対して支払われた現金または現物による報酬の総額を指し、雇主の現実社会負担及び帰属社会負担を含む。県外との受払いを調整した県民概念で計上されている。

営業余剰・混合所得

営業余剰・混合所得(1)は、産出額から中間投入、固定資本減耗(2)、生産・輸入品に課される税(純)(3)を差し引いた県内純生産(県内要素所得)から、さらに県内雇用者報酬を差し引いたものであり、非金融法人企業、金融機関及び家計(個人企業)の3制度部門に計上されている。

(1)家計部門の営業余剰・混合所得については、以下のとおり分類する。

営業余剰:家計部門の持ち家分(概念上、雇用者報酬が存在しないため)。

混合所得:賃金・俸給の受取という形式をとらない家計(個人企業)の生産から生じる余剰+労働報酬。家計部門の営業余剰・混合所得から「持ち家」分を引いた残差。

(2)固定資本減耗は構築物、設備、機械等再生産可能な固定資産(有形固定資産、無形固定資産)について、通常の摩損及び損傷(減価償却)、予見される減失、通常生じる程度の事故による損害等(資本偶発損)の減耗分を評価した額であり、固定資産を代替するための費用として総生産の一部を構成するとともに、資本調達勘定に計上される。

(3)生産・輸入品に課される税(純)は、「生産・輸入品に課される税 - 補助金」である。

(2) 移転所得

制度部門別所得支出勘定に示される移転には、「財産所得」と「その他の経常移転」があり、「その他の経常移転」には「所得・富等に課される経常税」、「現物社会移転以外の社会給付と社会負担」、「その他」がある。

財産所得

財産所得は、利子、法人企業の分配所得、保険契約者に帰属する財産所得、賃貸料の4つからなる。

その他の経常移転

ア 所得・富等に課される経常税(1)

「直接税」がそのままこの項目に該当する。直接税は、所得税及びその他源泉からの所得に対して公的機関によって定期的に課せられる租税(法人税、都道府県民税所得割・法人税割など)であり、その他の直接税は自動車重量税、自動車税、都道府県民税(均等割)などである。

これらは、納税額と政府機関からのサービスの間に、ほとんど何の関係も存在しないため、移転とされる。

イ 現物社会移転以外の社会給付及び社会負担

社会給付とは、「家計によって受け取られる経常移転の中で、例えば、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事あるいは状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に支払われる経常移転」(国連93SNA)である。

社会給付は、社会保険制度に基づく社会保険給付(社会保障基金、年金基金、無基金)と、そうした制度に基づかない社会扶助給付とに分類される。

ここでは、社会保険給付のうち現物以外による社会給付(現金による社会保障給付)、年金基金による社会給付及び無基金雇用者社会給付が計上される。

「現金による社会保障給付」には、社会保障基金(一般政府)が家計に対して支払う社会給付のうち、現金により支払われるものが含まれる。

「年金基金(2)による社会給付」は、厚生年金基金、適格退職年金等による退職年金給付等が含まれる。

「無基金雇用者社会給付(3)」は、雇主による公務災害補償や労働災害に対する見舞金の支払等が含まれるほか、退職一時金分も含まれる。

「社会扶助給付」は、社会保険制度の枠組みの中での給付ではなく、政府部門(中央政府、地方政府)または対家計民間非営利団体が家計に対して支払う社会給付を指す。

(1)国連93SNAにおいて、「毎年度定期的に支払われる家計の所得、企業の収益、富に課される税からなる」と定義されている。

- (2)年金、退職一時金給付のために積み立てられた基金の運用主体であり、会社ごと等特定の雇用者集団ごとに設立される。年金基金から家計へ支払われる年金・一時金が年金基金による社会給付である。
- (3)社会保障基金、年金基金などの外部機関を利用せず、雇主がその源泉から雇用者に支払う福祉的な給付である。これは特定の基金はなくとも、雇主がその源泉から雇用者に支払う義務を負っているものと考えられる。なお、この給付分は「雇主の帰属社会負担」として雇用者報酬に計上される。

(社会給付及び社会負担の内容)

体 系	内 容
【給 付】 現金による社会保障給付 年金基金による社会給付 社会扶助給付 無基金雇用者社会給付 (現物所得の再分配勘定) 現物社会移転 現物社会給付 払い戻しによる社会保障給付 その他の現物社会保障給付	国民年金、厚生年金、共済組合、農業者年金基金からの年金給付、失業給付等 厚生年金基金(社会保障給付から変更)、適格退職年金等からの年金給付 生活保護、公費負担医療給付分、恩給等 公務災害補償、労災に係る見舞金、退職一時金等 高額医療・出産給付金 医療費のうち社会保険給付分(医療保険等給付、老人保険給付)
【負 担】 現実社会負担 雇主の現実社会負担 雇主の強制的現実社会負担 雇主の自発的現実社会負担 雇用者の社会負担 雇用者の強制的社会負担 雇用者の自発的社会負担 帰属社会負担	社会保障基金(年金、雇用、医療等)に対する保険料支払のうち事業主負担分 厚生年金基金等の民間の年金制度に対する保険料支払のうち事業主負担分 社会保障基金(年金、雇用、医療等)に対する保険料支払のうち被用者負担分 厚生年金基金等の民間の年金制度に対する保険料支払のうち被用者負担分 公務災害補償、労災に係る見舞金、退職一時金等

社会負担とは、「社会保険給付が支払われることに備えて社会保険制度に行う現実または帰属の支払い」(国連93SNA)である。社会負担は、「現実社会負担」と「帰属社会負担」()に分類される。

- ()社会負担には雇主の社会負担と雇用者の社会負担がある。このうち、雇主の社会負担は、「現実社会負担」と「帰属社会負担」とに分かれる。「現実社会負担」は、雇主によって直接社会保障基金や年金基金に支払われるもので、社会保険や企業年金などが該当する。「帰属社会負担」は、社会保障基金や年金基金に含まれない退職一時金や公務災害補償など、雇主自身の源泉から給付が行われるもので、現実社会負担のように負担の支払がなされているわけではないが、給付額と同額を雇主の社会負担として帰属させることから、「帰属社会負担」といわれる。

「現実社会負担」は、雇主が社会保険制度を管理する基金に対して支払う社会負担である「雇主の現実社会負担」と雇用者本人による社会保険制度を管理する基金に対する負担である「雇用者の社会負担」に分類されて計上されている。

「雇主の現実社会負担」は、社会保障基金に対する「雇主の強制的現実社会負担」と年金基金に対する「雇主の自発的現実社会負担」に分けられ、これらは雇主が雇用者の利益のために支払う性格のものであるため、まず雇用者報酬の構成要素として計上し、同額を家計が一般政府ないし金融機関に支払ったかのように計上している。

「雇用者の社会負担」は、雇用者本人による社会保険制度を管理する基金に対する負担を指し、支払先によって「雇用者の強制的社会負担(対社会保障基金)」と「雇用者の自発的社会負担(対年金基金)」とに分けて記録している。なお、「雇用者の自発的社会負担」は、実際に年金基金に対して雇用者が負担した額そのものではなく、以下の定義に基づき計算されたものを記録している。

雇用者の自発的社会負担 = 雇用者が年金基金に対して実際に負担した額 + 追加負担(保険契約者に帰属する財産所得のうち年金基金分) - サービス料(年金基金の産出額)

「帰属社会負担」は、「無基金雇用者社会給付」が雇用者報酬の構成要素（「雇主の帰属社会負担」）として計上されることから、家計による二重受取を回避するために設けられた項目であり、「雇主の帰属社会負担」と同額を家計が雇主に支払ったものとして計上している。

(参考) 国連93SNAにおいては、「社会保障制度」を「雇用者またはその他の負担者、その扶養家族または遺族のために、当期あるいは次期に社会保険給付を受けることができるよう、雇用者、その他の者、またはその雇用者に代わる立場の雇主によって社会負担金が支払われる制度」と定義され、民間により管理される制度を含む概念である。

我が国においては、この新たな概念の導入に基づき、以下のとおり政府部門の社会保険制度を、社会保障制度、民間基金制度、無基金制度の3つに分割して整理している。

(社会保険制度の位置付け)

制 度 区 分		定 義
社 会 保 険 制 度	社 会 保 障 制 度	社会全体、あるいは社会の大きな部分を適用範囲とし、政府部門によって賦課され、支配され、そして資金提供される制度
	民 間 基 金 制 度(1)	雇主・雇用者双方から独立の制度部門である保険企業または自立的年金基金(2)に社会負担が払い込まれる形の制度
	無 基 金 制 度	雇主が特別な準備を創設することなしに、その雇用者、退職者または扶養家族に雇主自身の源泉から社会保険給付を支払う制度

(1)93SNA上は、この民間基金制度に含まれるものとして、さらに、雇主が自身の準備とは切り離された特別な準備を維持する形の制度(「非自立的年金基金」)を設けているが、我が国の体系ではこれに該当するものはないと考えられるため、取り上げていない。

(2)自立的年金基金は、雇主あるいは雇主と雇用者によって共同で組織かつ管理される、特定の雇用者グループに対して退職後の所得を供与するために設立された独立の基金をいう。我が国の体系上は「年金基金」と呼称される。

ウ その他の経常移転

その他の経常移転は、「非生命保険取引」、「一般政府内の経常移転」、「他に分類されない経常移転」の三種類に分類され、内訳として「非生命保険取引」を別掲している。

非生命保険は、生命保険以外の全てのリスク(事故、疾病、火災等)を網羅する概念である。

このうち、「非生命純保険料」は「保険契約者により当該会計期間中の保険のカバーを得るために支払われる実保険料(収入保険料)及び保険契約者に帰属する財産所得から支払われる保険料追加の両方からなる『非生命保険料』から、サービス料を控除した額」(国連93SNA)とされ、また、「非生命保険金」は「家計に対する社会給付の形での支払を除く、当該会計期間中に支払うべきものとなった保険金の決済で支払われる金額」とされている。

金融機関の支払側及びすべての制度部門の受取側に「非生命保険金」を計上し、金融機関の受取側及びすべての制度部門の支払側に「非生命純保険料」を計上する。

「一般政府内の経常移転」は、「異なる一般政府の内訳部門間(中央政府、地方政府、社会保障基金)の経常移転」(国連93SNA)のことであり、一般政府のみに計上されている。中央政府から地方政府へ移転される地方交付税交付金、義務教育費国庫負担金等、中央政府から社会保障基金へ移転される厚生保険特別会計、国民年金特別会計への繰入等、地方政府から中央政府へ移転される補助費等からなる経常的移転が含まれる。

「他に分類されない経常移転」には、上記の項目に含まれない制度単位間、制度部門間並びに居住者・非居住者間の仕送り・贈与金等、他の項目に計上されていないあらゆる経常取引が含まれ、全制度部門に計上されている。

(3) 現物社会移転

現物社会移転()とは、「政府単位(社会保障基金を含む)及び対家計民間非営利団体が個々の家計に対して現物による社会移転として支給した財貨及びサービスであり、それは政府または対家計民間非営利団体が市場で購入したか、あるいはその非市場産出物として生産したもの」(国連93SNA)をいう。この現物社会移転の内訳は、「現物社会給付」と「個別的非市場財・サービスの移転」の2項目からなる。

「現物社会給付」は、社会保障基金による医療保険給付分である。社会保障基金が家計に対して払い戻しを行う形での「払い戻しによる社会保障給付(高額医療・出産給付金)」と、関連するサービスを直接受給者(家計)に支給する形での「その他の現物社会保障給付(国民健康保険等による医療保険給付分及び老人保険給付分、介護保険給付分)」がある。「現物社会給付」は、一般政府と家計の間でのみ取引が行われる。一方、「個別的な非市場財・サービスの移転」は、家計に対して無料または経済的に意味のない価格で、一般政府または対家計民間非営利団体といった非市場生産者によって提供される教育、保健等のサービスのことである。

()一般政府の最終消費支出は、個別消費支出と集合消費支出に分けられる。前者は、教育、保健等の個別サービス活動に関する消費支出であり、一般政府から家計への現物社会移転となる。後者は、防衛、外交等の社会全体に対するサービス活動に関する消費支出をいう。また、対家計民間非営利団体は個別サービスのみを提供することから、その最終消費支出の全額が家計への現物社会移転となる。

(4) 最終消費支出及び貯蓄

以上に掲げた分配、再分配による所得の受払いに、さらに一般政府、対家計民間非営利団体及び家計については、各制度部門が実際に支出・負担した額を示す最終消費支出として記録される支払があり、その結果、残差が貯蓄となる。

(5) 年金基金年金準備金の変動

金融機関である年金基金から家計が受け取る社会給付と、家計が年金基金(金融機関)へ払い込む自発的社会負担が経常取引として記録されるが、年金基金が管理する年金準備金は、生命保険が管理する準備金と同じように、家計が所有している金融資産、すなわち「移転」支払がその受取を超過する分を調整項目(経常移転分)として一旦設け、年金負担と年金給付が経常移転として記録されていなかった場合と同じ貯蓄額(金融資産分)に戻すよう記録する。具体的には、以下の式で定義される「年金基金年金準備金の変動」を導入し、家計の受取側、金融機関の支払側に記録することとしている。

$$\text{年金基金年金準備金の変動} = \text{雇主の自発的現実社会負担} + \text{雇用者の自発的社会的負担} - \text{年金基金による社会給付}$$

年金基金年金準備金の変動額を記録することにより、年金基金を社会保障基金から分離し、家計と金融機関との貯蓄の取引としてより明確に記録することとしている。

3 制度部門別資本調達勘定

この勘定は、3-1 非金融法人企業、3-2 金融機関、3-3 一般政府、3-4 家計(個人企業を含む)、3-5 対家計民間非営利団体の5つの制度部門について作成され、資本蓄積の形態とそのため資本調達の源泉を示し、資産の変動を導出するものである。

貯蓄を通じて所得支出勘定と接合され、県民所得勘定と資金循環勘定を結びつけると同時に、資産の変動を通じてこれらのフロー勘定とストック勘定である県民貸借対照表を接合する役割を果たすものである。

3-1 非金融法人企業

1 総固定資本形成	6 貯蓄(純)
2 (控除)固定資本減耗	7 資本移転等(純)
3 在庫品増加	
4 土地の購入(純)	
5 純貸出(+)/純借入(-)	
資 産 の 変 動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

3 - 2 金融機関

1 総固定資本形成	5 貯蓄(純)
2 (控除)固定資本減耗	6 資本移転(純)
3 土地の購入(純)	
4 純貸出(+)/純借入(-)	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

3 - 3 一般政府

1 総固定資本形成	6 貯蓄(純)
2 (控除)固定資本減耗	7 資本移転(純)
3 在庫品増加	
4 土地の購入(純)	
5 純貸出(+)/純借入(-)	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

3 - 4 家計(個人企業を含む)

1 総固定資本形成	6 貯蓄
2 (控除)固定資本減耗	7 資本移転(純)
3 在庫品増加	
4 土地の購入(純)	
5 純貸出(+)/純借入(-)	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

3 - 5 対家計民間非営利団体

1 総固定資本形成	5 貯蓄
2 (控除)固定資本減耗	6 資本移転(純)
3 土地の購入(純)	
4 純貸出(+)/純借入(-)	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

(1) 実物取引勘定

実物取引勘定は、総固定資本形成(ネットで取引を記録しているため、固定資本減耗分を控除することにより、純蓄積を得ている)、在庫品増加、土地の購入(純)という実物資産の蓄積の姿を示すと同時に、この蓄積のための原資をどう調達したかを明らかにする。

原資としては、①所得支出勘定における受取のうち、他の支払にあてられず残差として得られた貯蓄、②他の部門からの資産の購入のために反対給付なしに受け取る資本移転(受取-支払の純額)からなる。この結果、原資が実物資産の蓄積を上回れば、「純貸出(+)/純借入(-)」がプラスに計上され、資金を他部門で運用することになる。逆に原資が実物資産の蓄積を下回れば、「純貸出(+)/純借入(-)」がマイナスに計上されて、県外を含め、他の部門から資金を調達することになる。

(2) 統合勘定における資本調達勘定との関係

統合勘定における資本調達勘定は、各制度部門の資本調達勘定を積み上げたものであるが、表章上は以下の各点が異なっている。

- ① 制度部門別勘定では、「土地の購入(純)」により部門間の土地売買を計上しているが、土地の売買は居住者間のみで行われるため、県全体で見ると土地売却=土地購入となるので、統合勘定においては「土地の購入(純)」は表章されていない。なお、県外における土地の購入は県外勘定(資本取引)に計上され、概念上は金融資産の取得となる。
- ② 制度部門別勘定における貯蓄投資バランスは「純貸出(+)/純借入(-)」として表章されているが、統合勘定においては「県外に対する債権の変動」として表章されている。しかし、統計上の不突合があるため各制度部門の「純貸出(+)/純借入(-)」の合計は、統合勘定の県外に対する債権の変動と一致しない。
これは、一県全体の貯蓄投資バランスは県外に対する債権純増になること及び統合勘定における「統計上の不突合」は、その性格からして各制度部門に分割することが不可能であり、制度部門別勘定には計上されていないためである。したがって、「県外に対する債権純増+統計上の不突合=各部門の純貸出(+)/純借入(-)の合計」となる。
- ③ 資本移転は、統合勘定では「県外からの資本移転等(純)」として計上されている。これは、県内部門間の資本移転は相殺され、県外からの資本移転のみ計上されるためである。

主要系列表

主 - 1 経済活動別県内総生産（名目・実質・デフレーター）

経済活動別県内総生産とは、一定期間内に県内経済部門の生産活動によって、新たに付加された価値の評価額を、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者別と経済活動別に示したものである。これは、県内の生産活動に対する各経済活動部門の寄与を示すものであって、産出額から物的経費(中間投入)を控除したものに当たる。支払利子は物的経費に含めない。

- ① 農家の自家消費にあてられた生産物及び、所有者自身が使用する住居のサービスなど、貨幣と交換されない生産物や便益もここでは評価されて含まれる。
- ② 事業所の産出額には、本社、その他の事業所の産出額（本社、その他の事業者の一般管理費、物的諸経費、人件費等いわゆる本社経費負担分）が織り込まれているものとみなす。これらの諸経費は通常工場等の事業所では支出されないものがあるが、生産物が市場に供給される際には当然必要な経費として考えられ、コストの一部として付加されているものである。
この際、事業所(工場)所在県と事業所(本社)所在県が同一県内の場合には、問題とならないが、異なる場合には、事業所(工場)において、当該経費が購入されたとみなし事業所の中間投入(工場における本社サービスの購入)として計上する。これはまた、本社サービスの県外からの移入と考える。
このような処理は、工場においても、また本社においても、何らかの形で生産活動が行われているものとし、その活動量を評価するためのものである。
- ③ 総生産は、県内概念によって捉えられたものであるため、県内で生産された生産物であれば、他県の県民に対し県外への所得として分配されるものでも含まれるが、県外からの所得で、その源泉が他県内の生産に関わるものは含まれない。
- ④ この県内総生産に、県間の所得受払いの差額「県外からの要素所得(純)」を加算すれば「市場価格表示の県民所得」が得られる。
- ⑤ 総生産と純生産の関連は、県内総生産(市場価格表示)＝県内純生産(要素費用表示)＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税－補助金となる。

$$\begin{aligned} \text{県民総所得(市場価格表示)} &= \text{県内総生産(市場価格表示)} + \text{県外からの要素所得(純)} \\ \text{県内総生産(市場価格表示)} &= \text{県内純生産(要素費用表示)} + \text{固定資本減耗} + \text{生産・輸入品に課される税} - \text{補助金} \end{aligned}$$

この経済活動別県内総生産については、名目値に加えて実質値（基準年次価格）も表示される。実質化は、デフレーターが100となる参照年を起点とし、常に前年を基準年とすることでその年次の経常価格を評価替えする表示方式がとられる。この計算方法を連鎖方式という。計算にあたっては、産出額、中間投入額をそれに見合った物価指数でそれぞれ実質化し、実質産出額から実質中間投入額を差し引くことで、実質県内総生産を求めている。
なお、連鎖方式では、実質値の内訳項目を合計したものは集計項目の実質値と一致しない（このことを加法整合性の不成立という。）ため、主要系列表1では「開差」の欄を設けることで、加法整合性の欠如を示している。

主 - 1 経済活動別県内総生産（名目・実質・デフレーター）

項 目	
1 産 業	金属製品
(1) 農林水産業	一般機械
農 業	電気機械
林 業	輸送用機械
水産業	精密機械
(2) 鉱 業	その他の製造業
(3) 製造業	(4) 建設業
食料品	(5) 電気・ガス・水道業
織 維	(6) 卸売・小売業
パルプ・紙	(7) 金融・保険業
化 学	(8) 不動産業
石油・石炭製品	(9) 運輸・通信業
窯業・土石製品	(10) サービス業
一次金属	

2 政府サービス生産者
(1)電気・ガス・水道業
(2)サービス業
(3)公務
3 対家計民間非営利サービス生産者
(1)サービス業

4 小計(1+2+3)
5 輸入品に課される税・関税
6 (控除)総資本形成に係る消費税
7 (控除)帰属利子
8 県内総生産(4+5-6-7)

(1) 産業

産業の分類は原則として経済活動が行われる事業所基準(以下「事業所ベース」という)により、日本標準産業分類に準拠するが、一部例外として取り扱うものがある。各産業における日本標準産業分類との対応及び注意を要するものは189頁「5 経済活動別分類(SNA分類)と日本標準産業分類の対応表」のとおりである。

(2) 政府サービス生産者

政府サービス生産者の産出額は生産のコスト面から捉える。すなわち、「県内雇用者報酬+中間投入+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税」である。固定資本減耗は社会資本の減耗分()を含む。

なお、各県が他県に置く事務所、駐在所は、自県の居住者(他県の非居住者)とする。

また、県と市町村が出資している一部事務組合は、出資金の比率によって分割する。

中央政府とされる国の出先機関は、原則として特定の地域を対象として政府サービスを提供するものであり、本省の行政機能を補完する付属機関や研究機関も事業所とみなす。

- ()社会資本減耗には、道路、港湾、航空、都市公園、自然公園、治水、農業(灌漑)、漁業、下水道、廃棄物処理業、林業(林道)の11部門のほか、学校施設等、社会教育施設等を加えた13部門が計上される。

(政府サービス生産者の区分)

大 分 類	小 分 類
(1) 国出先機関	一般会計 非企業特別会計 事業団
(2) 県	普通会計 その他の会計
(3) 市町村	普通会計 その他の会計
(4) 社会保障基金	

(3) 対家計民間非営利サービス生産者

対家計民間非営利サービス生産者の産出額は、政府サービス生産者と同様に、生産のコスト面から捉える。

(4) 輸入品に課される税・関税、総資本形成に係る消費税、帰属利子

輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は、関税、輸入品商品税からなり、輸入した事業所所在県で計上され、国民経済計算に準じて経済活動別に分配せずここで一括計上する。

総資本形成に係る消費税

消費税は事業者を納税義務者としているが、税金分は事業者の販売する財・サービスの価格に上乘せされている。しかし、課税業者の投資にかかる消費税は、他の仕入れに係る消費税とともに、事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できるため、総資本形成については仕入れ税額控除できる消費税は含まれていない。そこで、総資本形成(総固定資本形成と在庫品増加)に係る消費税全額を一括計上して、控除している。

帰属利子

帰属利子はダミー産業を設け、ここで一括控除する。一括控除することによって産業全体としてみた場合に、県内総生産や営業余剰が帰属利子分だけ過大になることが回避される。

主 - 2 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得及び県民可処分所得の分配は、県内居住者が一定期間に携わった生産活動によって発生した純付加価値を、生産要素と制度部門別を折衷した分類項目で表示したものであり、制度部門別所得支出勘定の各制度部門の該当項目から組替え表示することによって捉えられる。

主 - 2 県民所得及び県民可処分所得の分配

項	目
1	県民雇用者報酬
	(1)賃金・俸給
	(2)雇主の社会負担
	a 雇主の現実社会負担
	b 雇主の帰属社会負担
2	財産所得（非企業部門）
	a 受 取
	b 支 払
	(1)一般政府
	a 受 取
	b 支 払
	(2)家 計
	利 子
	a 受 取
	b 支 払
	配 当（受 取）
	保険契約者に帰属する財産所得
	賃貸料（受 取）
	(3)対家計民間非営利団体
	a 受 取
	b 支 払
3	企業所得（法人企業の分配所得受払後）
	(1)民間法人企業
	a 非金融法人企業
	b 金融機関
	(2)公的企業
	a 非金融法人企業
	b 金融機関
	(3)個人企業
	a 農林水産業
	b その他の産業（非農林水・非金融）
	c 持ち家
4	県民所得（要素費用表示）（1 + 2 + 3）
5	生産・輸入品に課される税（控除）補助金
6	県民所得（市場価格表示）（4 + 5）
7	その他の経常移転（純）
	(1)非金融法人企業及び金融機関
	(2)一般政府
	(3)家 計（個人企業を含む）
	(4)対家計民間非営利団体
8	県民可処分所得（6 + 7）
	(1)非金融法人企業及び金融機関
	(2)一般政府
	(3)家 計（個人企業を含む）
	(4)対家計民間非営利団体
	（参考）県民総所得（市場価格）

(1) 県民雇用者報酬

県民雇用者報酬は所得支出勘定の家計部門の貸方にある総額が、「賃金・俸給」、「雇主の社会負担」の二つに分類される。

雇用者とは、県内に常時居住地を有し、産業、政府サービス生産者を含むあらゆる生産活動に常雇・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除くすべての者であり、法人企業の役員、特別職の公務員、議員等も雇用者に含まれる。

雇用者について、県の居住者を決定する基準としては、家計最終消費支出との対応関係もあり、常時居住地主義をとり、常時居住地の属する県の居住者とみなすこととする。3箇月以上他県に就労する季節労働者については、国勢調査に準拠し、就労地を常時居住地とみなす。

県民雇用者報酬の内訳項目は、次のとおりとする。

「賃金・俸給」

現金によるもの

雇用者が労働提供の報酬として受け取る賃金・俸給のうち貨幣で支払われるものであり、賃金・給与、手当、賞与、歳費、報酬などが含まれる。ただし、剰余金処分による役員賞与は配当として扱う。

社会保障に対する雇用者の負担金や源泉所得税などについては、これを控除前で評価する。

作業道具、作業衣などや業務上の旅費・宿泊費、交際費など、生産者の中間投入とすべきものを雇用者が負担している場合、これに対する払戻し相当額は賃金・俸給から控除する。

諸手当のうち家族手当や比較的長期の休業手当など福祉給付的性格の強いものは、賃金・俸給では、雇用者福祉のための負担金に分類することを原則とする。また家族手当については扶養手当としては金額的に少なく、また資料上の制約もあってこれらの手当も賃金・俸給としている。

ただし、児童手当法による児童手当のみは福祉負担とされる。

現物によるもの

賃金・俸給には無料または著しく安い価格で雇用者に支給され、主として消費者としての雇主の利益となる財貨・サービスの支給が含まれる。自社製品などの通貨以外の物による給与の支払、食事、通勤定期券などの支給や、消費物資の廉価販売などに要した費用などがそれである。

現物給与の評価は、原則として支給に要した費用(原価)によることとし、雇主の負担分は除く。

雇主の利益となると同時に生産者の利益となるようなもの、例えば、健康診断やスポーツ施設、レクリエーション施設などの提供は、生産者の中間投入であって雇用者報酬にはならない。

役員給与手当

常勤・非常勤を問わず法人企業の役員に対して支払われる給与手当であるが、企業会計上損金経理されるもののみを記録し、利益処分による役員賞与は配当として扱う。

議員歳費等

県市町村会議員の報酬、地方公共団体の委員手当のほか、国会議員のうち県内に主たる生活の根拠を有し、県の居住者とみなされる議員の歳費を含む。

給与住宅差額家賃

社宅、公務員住宅などで市中家賃より低廉な家賃で従業者に提供されている場合の従業者の支払家賃とその時価(市中平均家賃)との差額を、入居者が受け取った現物給与の一種とみなす。

「雇主の社会負担」

雇主の社会負担は、「雇主の現実社会負担」及び「雇主の帰属社会負担」からなる。

雇主の現実社会負担

一般政府を構成する社会保障基金及び金融機関である年金基金への雇主の負担額であり、前者を「雇主の強制的現実社会負担」、後者を「雇主の自発的現実社会負担」という。

その推計対象範囲は次のとおりとする。

A 雇主の強制的現実社会負担

特別会計

- 1) 厚生保険（児童手当を除く）
 - ア 政府管掌健康保険
 - イ 厚生年金
- 2) 労働保険
 - ア 労働者災害補償保険
 - イ 雇用保険（旧失業保険）
- 3) 船員保険

共済組合

- 1) 国家公務員共済組合・同連合会
- 2) 地方公務員共済組合・同連合会
- 3) 旧公共企業体職員共済組合
- 4) その他
 - ア 私立学校振興・共済事業団
 - イ 地方職員共済組合（団体共済部）
 - ウ 地方議会議員共済会
 - エ 農林漁業団体職員共済組合

組合管掌健康保険

- 1) 政府関係健康保険組合
- 2) 民間健康保険組合

児童手当

- 1) 民間分
- 2) 公務員分

社会保障基金

- 1) 地方公務員災害保障基金
- 2) 消防団団員等公務災害補償等共済基金

なお、上記のうち、児童手当の公務員分は各政府機関から直接支給されるものであって基金を持つものではないが、民間雇用者分と統一的に扱うため、ここに含める。

B 雇主の自発的現実社会負担

- 厚生年金基金・同連合会
- 石炭鉱業年金基金
- 適格退職年金
- 勤労者退職金共済機構
- 中小企業総合事業団（小規模企業共済勘定）
- 確定給付企業年金

雇主の帰属社会負担

社会保障基金や年金基金によらず雇主自らが雇用者の福祉のために負担する分であり、退職一時金、社会保障基金によらない業務災害補償などへの雇主負担からなる。

退職一時金

退職一時金支給に要した雇主の費用であるが、退職給与引当金は含めず、実際の支給時の支給額を記録する。

無基金雇用者社会負担

ア 公務災害補償費

民間雇用者に対する労災保険に相当するものであり、公務員に対する給付額を社会保険料の雇主負担に相当するものとみて雇用者報酬に加算する。ただし、地方公務員に対する公務災害補償基金によるものは、雇主の強制的現実社会負担に含め、ここでは除かれる。

イ その他

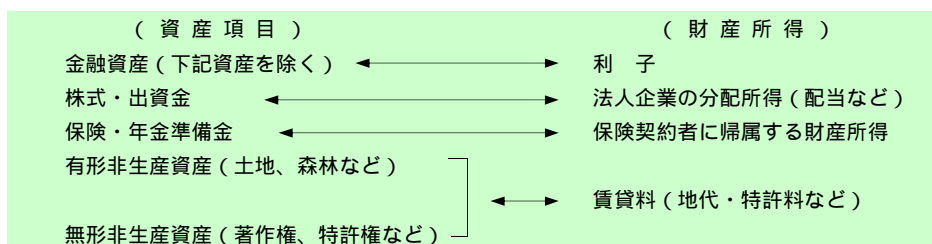
労災保険適用前の法定補償、損害保険会社による労働者災害補償責任保険、損害保険によらない労働保険への上積給付のための賠償責任保険、健康保険への上積給付、交通傷害保険、団体生命保険等の保険料、勤労者財産形成貯蓄制度に対する奨励金、給付金などの雇主負担が含まれる。

(2) 財産所得（非企業部門）

財産所得は、(1)一般政府、(2)家計、(3)対家計民間非営利団体の各制度部門の当該項目を振り替え、財産所得の純額、受取額及び支払額を表示している。また、家計部門については、利子、配当(受取)、保険契約者に帰属する財産所得及び賃貸料(受取)ごとに表示されている。

財産所得とは、「金融資産または有形非生産資産の所有者が、他の制度単位（制度部門の中にある個々の企業、家計、団体、機関を指す。）に資金を供給すること、あるいは有形非生産資産を他の制度単位の自由な利用に委ねることの見返りとして受け取る所得」(国連93SNA)を指し、「利子」、「法人企業の分配所得(配当等。国民経済計算での表章項目『海外直接投資の再投資収益』も含む)」、「保険契約者に帰属する財産所得」及び「賃貸料」の4つからなっている。これらは

発生主義で捉えられ、利子、賃貸料については支払義務発生時点で、法人企業の分配所得、保険契約者に帰属する財産所得についても、配当金などの公告あるいは利潤獲得時ではなく、その支払の義務発生時点で計上している。なお、利子、法人企業の分配所得(配当等)、保険契約者に帰属する財産所得及び賃貸料とその使用する財産との関係は以下のようになっている。



利子

利子は、「債権者と債務者との間で合意された金融手段の条件の下で、未償還元本の金額を減ずることなく、ある所与の期間に債務者が債権者に対して支払う義務のある金額」(国連93SNA)とされており、預貯金、貸出金、借入金、手形、売掛金、買掛金などの金銭的請求権について生じた利息、割引料などの所得の移転である。

法人企業の分配所得

「配当」と「準法人企業所得からの引出し」のほか、国民経済計算では「海外直接投資に関する再投資収益」と表章されているものを含む。「配当」とは、「法人企業が株主からの資金を利用した結果として、当該法人を所有する株主が受取を主張することができる財産所得の一形態」(国連93SNA)である。具体的には、「配当」は株式・出資金配当及び役員賞与からなる。また、「準法人企業()所得からの引出し」とは、「法人企業から引き出される所得に類似する株主に対して支払われる配当」(国連93SNA)である。

これは、(1)政府部門に所有され市場生産に従事し、公的法人企業と類似の方式で運営される非法人企業からの引出し(公的準法人所得引出し。具体的には、公的非金融法人に分類されている公務員宿舍の賃貸料収入、公営住宅使用料、印刷局特別会計や、公的金融機関に分類されている産業投資特別会計、自動車損害賠償責任再保険特別会計等)と、(2)外国に居住する制度部門に属する非法人企業からの引出し(海外支店収益、具体的には海外支店収益のうち国内に分配された収益)に分類されている。企業への出資に関して生じた所得の移転であり、株式に対する配当、民間非金融法人企業、協同組合の余剰金の分配(役員賞与を含む)のほか、法人格を有しない政府企業の余剰金の一般政府への繰入(いわゆる一般政府の公的企業からの引出し)や企業の海外支店収益、海外子会社の未分配収益なども配当として扱われる。なお、信託収益は、指定合同運用金銭信託、貸付信託などによる利子及び証券投資信託などによる配当とも県民経済計算では「利子」に計上している。

- ()居住者である制度単位により所有されているが、あたかも別個の法人企業であるかのように運営されている非法人企業で、その所有者との事実上の関係は、法人とその法人の株主との関係に類似しているもの。例として、会計を異にする法人企業の海外支店などが挙げられる。

保険契約者に帰属する財産所得

保険契約者に帰属する財産所得とは、「保険企業(生命保険、非生命保険、年金基金を含む)から受け取ることができる保険技術準備金に係る投資所得のことであり、保険技術準備金は保険契約者の資産であるため、保険契約者に対する保険企業側からの支払として記録されるもの」(国連93SNA)である。ここには、「保険契約者配当」、「保険帰属収益(保険契約者の資産から生

じる投資所得)」が含まれる。

「保険帰属収益(保険契約者の資産から生じる投資所得)」は、保険企業から保険契約者に支払われるべきものであるが、実際には保険企業に留保される性格のものであることを考慮し、帰属計算()により保険企業(金融機関)から家計に支払われるものとし、その上でこの財産所得分が、追加保険料として保険企業に払い戻されるものとする。

- () 県民経済計算上の特殊な概念であり、財貨・サービスの提供ないし享受に際して、実際には市場での対価の支払いが行われなかったにもかかわらず、それがあたかも行なわれたかのようにみなして擬制的取引計算を行うことをいう。主なものとしては、農家が自家消費する農産物、自己所有住宅(持ち家)の帰属家賃、金融の帰属利子、保険業の帰属サービスなどが挙げられる。

賃貸料

賃貸料は、「土地及び土壌の賃貸料の合計」(国連93SNA)と定義されているが、我が国においては、土地等の純賃貸料(総賃貸料－税金等諸経費)に加え、各種仲介団体の著作権使用料や国際取引支統計の特許権使用料を計上し、賃貸料総額を記録する。

ただし、構築物(住宅を含む)、設備、機械等の再生産可能な有形固定資産の賃貸に関するものは、商品としてのサービスの購入、販売として扱われるのでここには含まない。

土地

土地の賃貸料(地代)は、原則として土地の所有により生じた純賃貸料に限られ、土地に係る税金、維持費などのうち賃貸料に含めて賃貸者が負担している分は、本来土地所有者が支払義務を負っているものであり、この項目から除かれる。

特許権

特許権、商標権の使用料が、技術指導や経営指導に対する料金をも含んでいる場合は、その料金のすべてが一種の商品サービス購入、販売として扱われる。

(3) 企業所得(法人企業の分配所得受払後)

企業所得は、所得支出勘定の営業余剰・混合所得()に財産所得の受払の差額、すなわち純財産所得を加えたものである。①民間法人企業、②公的企業、③個人企業ごとに表示されている。

- () 企業会計でいう営業利益にほぼ相当し、したがって、企業所得は、その企業の営業利益から負債利子などの営業外費用を支払い、逆に他社からの株式配当などの営業外収益を加えた、いわゆる経常利益に近い概念といえる。

民間法人企業

民間法人企業所得は、所得支出勘定の非金融法人企業部門と金融機関部門の民間分から導きだされており、他部門への法人企業の分配所得の受払後のものについて明示している。

公的企業

公的企業は、原則として政府により所有かつ支配されている企業で、商法その他の公法、特別立法、行政規制等により法人格をもつ公的法人企業、及び生産する財貨・サービスのほとんどを市場で販売する大規模な非法人政府事業体からなり、その活動の種類、すなわち生産技術や経営形式の特性から産業として分類される事業所を単位とする。

公的企業所得は、企業所得総額から民間法人企業所得を差し引いた額に等しいものとなる。

個人企業

個人企業は個人が企業の主体となり、家族の労働等を使って企業を運営しているものである。

個人企業については、家計分との経理が明瞭に区別しがたい面があるため、受取財産所得は、営業資産に関して生じたものであっても、最終消費主体としての家計の財産所得とみなして、企業所得には含めない。

また、支払財産所得のうち賃貸料は、全額個人企業の支払として取り扱い、利子については消費用のもの(消費者負債利子)とその他の利子に区分し、前者を家計の、後者を個人企業の支払と考える。なお、自宅と事業所が異なる場合は、事業所の所在する県の経済活動とみなし、営業余剰から企業活動による利子、賃貸料の支払い及び反対給付のない経常移転の支払を控除したものを事業活動県の財産所得のその他の支払いとする。自宅所在県では、同額を県外からの財産所得の受取として計上する。

(4) 県民所得

以上の諸項目の合計額が、県民概念の要素費用表示の純生産(=県民所得)として表示される。

(5) 生産・輸入品に課される税、(控除)補助金

これは要素費用表示の県内純生産を市場価格表示の県内総生産に、また、要素費用表示の県民所得を市場価格表示の県民所得に、評価基準を合わせるための調整項目としての性格をもつものである。

生産・輸入品に課される税

生産・輸入品に課される税とは、「財貨及びサービスがその生産者によって生産、引き渡し、販売、移転、その他処分された時点で支払われる税。財貨が国境を超えて経済領域に入り込んだ時点もしくはサービスが非居住者から居住者に提供されたときに支払われる輸入品に課される税及び関税を含む。また、主に生産に使用される土地、建物もしくはその他の資産ないし使用等に対する生産に課されるその他の税。」(国連93SNA)とされている。これは、いわゆる「間接税」であり、(1)財貨、サービスの生産、販売、購入または使用に関して生産者に課せられる租税及び税外負担で、(2)税法上損金算入が認められて所得とはならず、(3)その負担が最終購入者へ転嫁されるものである。

例として消費税、関税、酒税、不動産取得税、事業税、固定資産税、企業の支払う自動車税などの租税、印紙収入があげられる。また、財政収入を目的とするもので、政府の事業所得に分類されない税外収入(日本中央競馬会納付金など)も生産・輸入品に課される税に含まれる。

持ち家所有の家計は住宅賃貸業を営むものと擬制されているので、家計からの固定資産税は、生産・輸入品に課される税として扱われる。

生産・輸入品に課される税の産業別分配は、直接に税を支払った産業の生産・輸入品に課される税として計上することを原則とする。生産者の付加価値の一部とされると同時に、一般政府の経常移転の受取として所得支出勘定に計上される。

補助金

補助金は、(1)企業に対して支払われるものであること、(2)企業の経常費用を賄うために交付されるものであること、(3)財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、の3つの条件を満たす経常的交付金である。公的企業の営業損失を補うためになされる政府からの繰り入れも補助金に含まれる。補助金によって、その額だけ市場価格が低められるため、負の生産・輸入品に課される税とみなすことができる。

一方、対家計民間非営利団体や家計への経常的交付金は補助金ではなくて政府による他の種類の経常移転(他に分類されない経常移転)として扱われる。また、投資、あるいは資本資産、運転資産の損失補償のために産業に対して行われる移転は補助金ではなく、資本移転に分類される。

補助金の例として、価格調整費、利子補給金、試験研究費補助金、その他産業振興費及び運営費補助費等がある。

(6) 県民所得(市場価格表示)

このようにして求めた要素費用表示の県民純生産(県民所得)に、所得支出勘定の一般政府部門の受払に計上されているものから算出する「生産・輸入品に課される税(控除)補助金」を加え、市場価格ベースに転換して市場価格表示の県民所得が表示される。

(7) その他の経常移転(純)

その他の経常移転は、(1)非金融法人企業及び金融機関、(2)一般政府、(3)対家計民間非営利団体、(4)家計(個人企業を含む)に分けて表示されている。制度部門別所得支出勘定の受払の差額が計上される。

(8) 県民可処分所得

県民可処分所得は以下のとおり導出される。

県民可処分所得 = 各制度部門が生産過程へ参加した結果として受け取る所得(県民雇用者報酬、混合所得、営業余剰等)と財産所得の受払における受取と支払の残差 + 所得・富等に課される経常税の受払 + 社会給付・社会負担の受払 + その他の経常移転の受払

県民可処分所得は、制度部門別には、受け取った所得から経常移転支払を控除したもので、消費と貯蓄の合計に等しくなる。県全体では、市場価格表示の県民所得に制度部門別所得支出勘定

から求められる財産所得以外のその他の経常移転の純受取額の各制度部門総額を加算したものが、県民可処分所得となる。

(参考) 可処分所得に現物社会移転の受払を加えたものが「調整可処分所得」となる。すなわち制度部門別にみると、家計部門の調整可処分所得は、「可処分所得」に「現物社会移転受取」を加えたものに等しく、一般政府、対家計民間非営利団体それぞれの制度部門の調整可処分所得は、「可処分所得」から各々の「現物社会移転支払」を除いたものに等しい。

(9) 県民総所得

県民総所得は、県民総生産（支出側）（＝県民総生産（生産側））に一致するもので、当該県の居住者主体によって受け取られた所得の総額を示すものである。県内総生産（支出側）に県外からの所得（雇用者報酬、投資収益、財産所得など）の純受取を加えることによって示される。

また、県民所得（要素費用表示）に、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を加えることでも、求めることができる。

主 - 3 県内総生産（支出側、名目・実質・デフレーター）

県内所得は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。これを県内総生産（支出側）という。

県内総生産（支出側）は、市場価格で表示される経済活動別県内総生産に対応する。

県内概念に基づき財貨・サービスの処分状況を、最終消費支出、総資本形成(投資)、財貨・サービスの移出(入)の需要項目ごとに把握し、これに統計上の不突合を加えることによって県内総生産（支出側）を表示し、最後に県外からの所得の純額を加算することによって、県民総所得が得られる。

この県内総生産（支出側）及び県民総所得については、名目値に加えて実質値(基準年次価格)も表示される。

実質化は、ある特定の基準年次の固定価格で、その他の年次の経常価格を評価替えする不変価格表示方式が採られる。これを固定基準年方式という。すなわち、各構成項目をそれに見合った物価指数で実質化し、その積み上げにより、実質化された総額を求めるという方式がとられる。

この場合の物価指数をデフレーターと呼ぶ。また、総額についてのデフレーターは、実質総額が求められたのち、それによって名目総額を除すことによって逆に求められることになり、「インプリシット・デフレーター」と呼ばれる。

主 - 3 県内総生産（支出側、名目・実質・デフレーター）

項	目
1	民間最終消費支出
	(1)家計最終消費支出
	a 食料費
	b 住宅費
	(a) 家賃
	(b) その他
	c 光熱・水道費
	d 家具・家事用品費
	e 被服及び履物費
	f 保健医療費
	g 交通・通信費
	h 教育費
	i 教養娯楽費
	j その他の消費支出
	(2)対家計民間非営利団体最終消費支出
2	政府最終消費支出
	(1)国出先機関
	(2)都道府県
	(3)市町村
	(4)社会保障基金
	(再掲)
	家計現実最終消費
	政府現実最終消費
3	総資本形成
	(1)総固定資本形成
	a 民間
	(a) 住宅

(b) 企業設備
b 公 的
(a) 住 宅
(b) 企業設備
(c) 一般政府
(2)在庫品増加
a 民間企業
b 公 的(公的企業・一般政府)
4 財貨・サービスの移出入(純)・統計上の不突合
(1)財貨・サービスの移出
(2)(控除)財貨・サービスの移入
(3)統計上の不突合
5 県内総生産(支出側、市場価格)(1+2+3+4)
(参考)県外からの所得(純)
県民総所得(市場価格)

(1) 民間最終消費支出

民間最終消費支出は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

家計最終消費支出

家計最終消費支出は、居住者である家計(個人企業を除く)が、一定期間に行う新たな財貨・サービスの取得に対して費用を直接に支払う支出であって、同種の中古品、スクラップの純販売額(販売額－購入額)を控除したものである。

中古品取引については、それが家計部門内相互間の取引である場合と、他部門との間の取引である場合とに分けられる。前者の場合には中古品の販売額は相殺され、その取引に伴う流通マージンのみが家計最終消費支出に計上されるが、後者の場合には、家計からの販売額はマイナスの家計消費となり、逆に家計が他部門から購入した中古品は、購入額が家計最終消費支出となり、販売した部門では販売額をマイナスの支出として計上することとしている。

財貨・サービスの取得は現金支出を伴うもののほか、農家における農作物の自家消費、自己所有住宅の帰属家賃、賃金俸給における現物給与等(給与住宅差額家賃)も含まれる。

家計の財貨購入のうち、家具その他の耐久財購入はすべて消費支出としてここに含まれるが、土地造成及び住宅建設は投資活動とみなして民間総固定資本形成に含められ、個人税及び税外負担は移転的なものとして、最終消費支出から除かれる。

仕送り金、贈与金、労働組合費などの家計間及び対家計民間非営利団体への移転も家計最終消費支出とはみなされない。

推計が「家計調査」に基づく場合は、県内居住者の県外消費が含まれ、非居住者の県内消費が含まれていないので、県民主義で把握されることになり問題はないが、県内居住者の県外消費と非居住者の県内消費は、県外勘定において、それぞれ移出と移入に区分して計上しなければならないので、別個の推計が必要となる。

家計は、2人以上世帯及び単身者に分けられる。

2人以上の世帯は住居をともしする2人以上世帯で、国勢調査による一般世帯とする。単身者は国勢調査による1人世帯(1人で1戸をかまえている人、1人で一般家庭または下宿屋に間借り、下宿している人)、施設等の世帯(会社の独身寮、学校の寄宿舎に住んでいる人など)の人員とする。

家計外消費支出は、企業の接待費、交際費、法定福利費以外の福利厚生費などをいうが、これは企業の中間投入となるので、家計最終消費支出には含めない。

家計最終消費支出は10大費目分類により表章される。

対家計民間非営利団体最終消費支出

対家計民間非営利団体最終消費支出は、対家計民間非営利サービス生産者(対家計民間非営利団体)の産出額から商品・非商品販売額を控除したものである。すなわち、対家計民間非営利団体の販売での収入は、生産コスト(中間投入+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)をカバーし得ず、その差額が自己消費とみなされ、対家計民間非営利団体最終消費支出として計上される。

(2) 政府最終消費支出

一般政府の財政・サービスに対する経常的支出である政府サービス生産者の産出額(中間投入

+雇用者報酬+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税)から、他部門に販売した額(商品・非商品販売、例えば、国公立学校の生産する教育サービスによる授業料等)を差し引いたものに現物社会給付等を加えたものを、政府最終消費支出として計上する。

(3) (再掲) 家計現実最終消費・政府現実最終消費

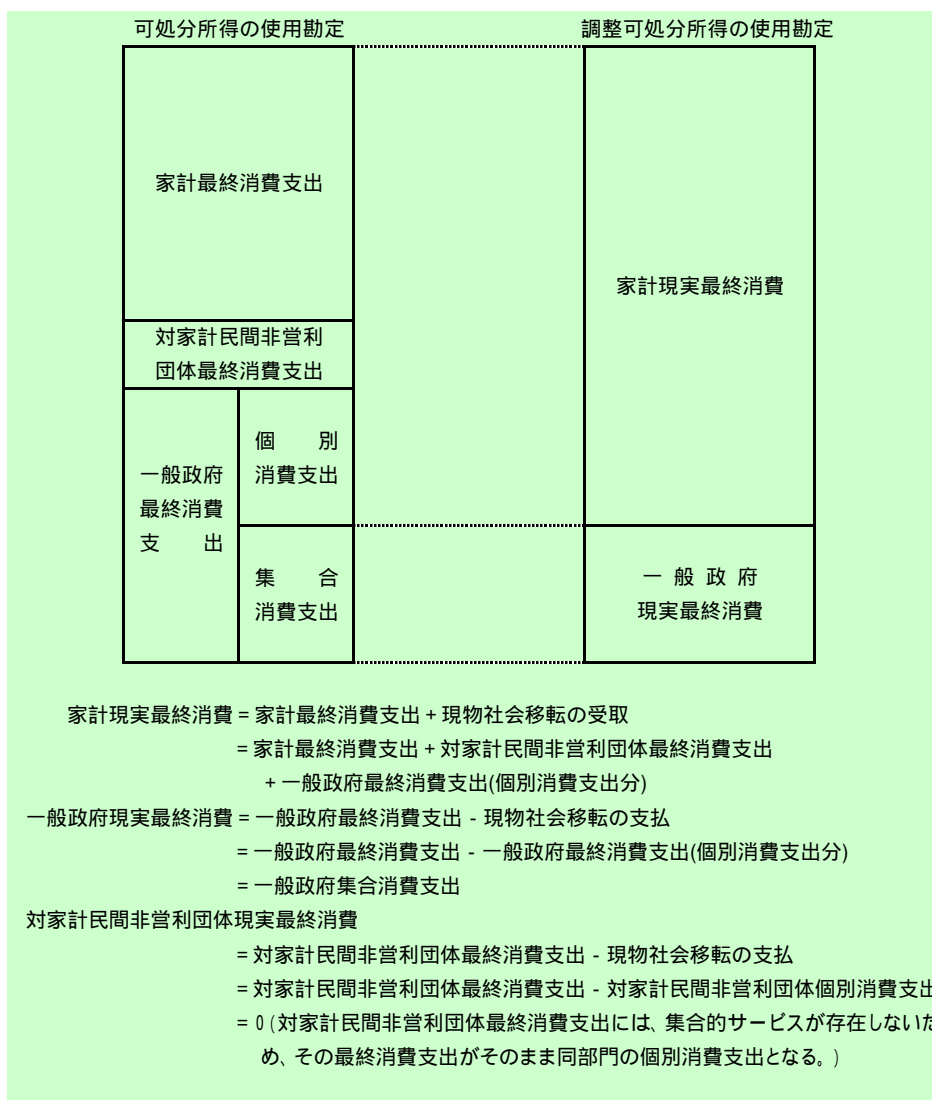
一般政府や家計等の消費には、その源泉が可処分所得によるものか、調整可処分所得によるものかによって、2つの概念すなわち「最終消費支出」と「現実最終消費()」が存在する。

「最終消費支出」は各制度部門が実際に支出・負担した額を示す項目であり、一方の「現実最終消費」は各制度部門が実際に享受した便益の額を示すものである。具体的には、「現実最終消費」は「最終消費支出」に「現物社会移転の受払」を加味したものである。

- ()政府最終消費支出のうちの個別消費支出は、現物社会移転として家計に対して支給する個別的服务について行われる支出である。しかし、一般政府または対家計民間非営利団体は、現物社会移転分を自らが消費するわけではなく、実際に消費し、便益を受けるのは家計である。そこで、家計最終消費支出に一般政府及び対家計民間非営利団体からの現物社会移転を加え、便益を受けた側(家計部門)での消費として捉えたものが「家計現実最終消費」であり、「一般政府現実最終消費」は、一般政府最終消費支出から現物社会移転としての個別消費支出を控除した集合消費支出となる。なお、「最終消費支出」は実際に支出を行った側(部門)で捉えたものである。

各制度部門の最終消費支出と現実最終消費の関係は、下図のとおりである。

消費概念の2元化(概念図)



(4) 総資本形成

民間及び公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計(個人企業)の支出(購入及び自己生産物の使用)のうち中間消費とならないものであり、総固定資本形成と在庫品増加からなる。

総固定資本形成

民間法人、公的企業、一般政府、対家計民間非営利団体及び家計(個人企業)が新規に購入した有形または無形の資産(中古品やスクラップ、土地等の純販売額は控除。マージン、移転経費は含む。)であり、以下のものが該当する。

有形固定資産

住宅、住宅以外の建物及び構築物、輸送機器、機械設備、育成資産(種畜、乳牛、果樹等)。民間転用が可能な防衛関係設備等も含む。

無形固定資産

鉱物探査、コンピュータ・ソフトウェア(生産者が1年を超えて使用するソフトウェアのうち受託開発分)、プラントエンジニアリング。

有形非生産資産の改良

土地の造成、改良、鉱山・農地等の開発、拡張等。

なお、建物、道路、ダム、港湾等建設物の仕掛工事は、建設発注者の総固定資本形成に含まれるが、重機械器具の仕掛工事は、その財貨生産者の在庫品増加に分類される。

1) 民間

総固定資本形成は次の基準のいずれかに該当する支出を属地主義によって推計するものとする。

- ア 耐用年数は1年以上、1品目1件当たりの金額がおおむね20万円以上の有形及び無形の固定資産の取得に対する支出。
- イ 固定資産の取得に要する直接的経費。
- ウ 修繕補修のうち改造や、新しい機能の追加など、その耐用年数や生産性を大幅に増大させる支出(単なる破損の修理や正常な稼働を保つための支出、経常的修理・維持など中間消費となるものを除く)。
- エ 鉄道用レール及び電線など取替資産の取替分は、固定資本形成に含める。
- オ 建設工事(建物、道路、その他の建物等)で、建設仮勘定に計上されている県内向け仕掛工事(支出把握の時点は進捗ベースによる)。
- カ 土地改良及び住宅建築向け個人(家計にサービスを提供する民間非営利団体を含む)の支出。
- キ 大動植物の取得のための費用。
- ク 中古資産は、他県との間で移転するものだけを対象とし、取得価格を企業設備に加算すると同時に移入に計上し、売却した県は簿価によって企業設備から控除すると同時に移出に計上する。
- ケ 船舶、車両及び航空機などの移動性償却資産で2以上の県にわたって使用されるものについては、総務省から市町村に分配する当該固定資産の評価額を調査して計上。
- コ 住宅は所有のいかんを問わず、民間所有の専用住宅、産業併用住宅の居住用部分、分譲住宅(都市再生機構、住宅供給公社などの分譲分を含む)、法人所有の社宅からなっている。

2) 公的

公的総固定資本形成の推計対象は、普通会計、非企業会計及び公的企業である。

公的総固定資本形成を把握する際には、公共事業関係の調査費、計画費は、建設事業が具体的に決定された後の当該工事の施工に必要なものだけを、また、工事事務費は、現場事務所の経費だけを資本支出とする。

公的総固定資本形成は進捗ベースで把握することを原則とし国直轄の公共事業で2県以上にわたる場合はその県に該当する投資額を計上する。なお、資本補助金(主として施設、設備補助金からなっている)は資本形成を行う主体に計上する。

車両等移動性固定資産は所属する事業所の所在する県の資本形成に計上するが、受託工事については、その工事の委託者の固定資本形成とするのを原則とするから、政府では計上しないこととする。

なお、一般政府に含められた事業団の総固定資本形成は、機械設備の購入等も計上する。

在庫品増加

在庫品増加は、企業及び一般政府が所有する製品、仕掛品、原材料等の棚卸資産のある一定期間における物量的増減を市場価格で評価したものであり、仕掛工事中の重機械器具、と畜や商品用に飼育されている家畜も含まれる。

民間企業の在庫品増加、公的企業の在庫品増加及び一般政府の在庫品増加に分けられる。

在庫品増加は、事業所主義で計上するが、船舶、車両及び航空機などの移動性償却資産の仕掛工事分は発注者に引渡すまでは受注者の在庫に計上し、引渡し時において在庫減とすると同時に、発注者の固定資本形成に計上する。

公的企業の在庫品増加は、食糧管理特別会計の米や、国有林野等の原材料、資材、貯蔵品等の増減である。また、一般政府のそれは、石油天然ガス・金属鉱物資源機構の原油備蓄等の増減を含む。

なお、在庫品増加は在庫品評価調整後で評価する。

(5) 財貨・サービスの移出、移入

財貨サービスの移出(入)と直接購入から構成される。移出(入)とは、居住者と非居住者間の財貨・サービスの取引であり、直接購入とは居住者(非居住者)による県外(内)市場の財貨・サービスの直接取引である。

ただし、ここでは要素所得(労働及び資本)に関するものは除かれる。

(6) 統計上の不突合

県内総生産(支出側)と経済活動別県内総生産は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に食い違いが生じることがある。この食い違いを統計上の不突合といい、勘定体系のバランスを図るために表章される。

(7) 県外からの所得(純)

県民所得から県内純生産を差し引いて求められる。県外との所得の受払いには雇用者報酬、投資収益、財産所得などが含まれる。

付 表

付表は、県民経済計算における主要な項目について、さらに詳細な内訳を示すものである。

付 - 1 一般政府の部門別所得支出取引

一般政府の内訳部門別(国出先機関、県、市町村、社会保障基金)の所得支出勘定である。

一般政府全体としての当勘定は、一般政府をその性格及び果たす役割などに従って一般政府に分類されるすべての省庁、事務所などの組織で中央政府の手足となる部門で構成されている国出先機関、地方自治体である県、市町村、社会全体ないし社会の多くの部分を対象にしており、加入が法律によって強制され、積立方式以外の方法で運営されている社会保障基金(国の社会保険特別会計、共済組合、国民年金など)の4部門に分割し、それぞれの部門の所得支出取引をみることにより、政府部門の県民経済に果たしている役割を詳細に把握するための取引表である。

付 - 2 社会保障負担の明細表(一般政府の受取)

社会保障負担とは、雇用者によって負担されるか、雇主によって負担されるかにかかわらず一般政府の一部門である社会保障基金に対して、雇用者の利益のために支出される負担金である。

本表においては、社会保障基金に属する社会保険特別会計、共済組合などの構成部門ごとに雇主及び雇用者の負担額を表章している。「一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)」とともに、社会保障基金を構成している各部門が住民の福祉のためにいかなる活動を示しているかを把握するための明細表である。

付 - 3 一般政府から家計への移転の明細表(社会保障関係)

国連93SNAにおいて、社会保障給付の二元的記録(現金によるものと現物社会給付)が勧告されていることを受け、社会保障に係る一般政府から家計への経常移転の詳細を記録する「一般政府から家計への移転の明細表」において、「現物社会移転以外の社会給付」及び「現物社会移転」の2つの項目に分けて記録している。これにより、社会保障基金から家計に支払われる社会保障給付金(雇用保険給付金、事故、障害及び疾病に対する給付金など)、特定の基金、準備金を設けず、また民間基金や保険組織に加入しないで雇主によって雇用者に直接支払われる無基

金雇用者社会給付（退職一時金、公務災害補償費など）及び社会扶助給付（恩給、特別弔慰金など）の社会保障関係支出状況を、社会保障制度を構成する厚生保険等の特別会計、国民健康保険、共済組合等といった機関ごとに、国民に対する福祉（社会保障関係）の実態を、その社会保障給付が現金によるものなのか、現物によるものなのかを詳細に把握することが可能となる。

各項目の合計額は、一般政府部門の所得支出勘定における各当該項目の支出額に等しい。

付 - 4 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別県内総生産は、各経済活動別に生産者価格表示の産出額を推計し、これから中間投入額（原材料、燃料等の物的経費及びサービス経費等）を控除する方法、いわゆる「付加価値法」によって推計する。

こうして求められた生産者価格表示の経済活動別県内総生産から、固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産を求める。

次いで、これから生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して県内要素所得を推計する。さらに、これから県内雇用者報酬を控除して営業余剰・混合所得を求める。

付 - 5 経済活動別の就業者数及び雇用者数

「経済活動別県内総生産及び要素所得」の関連として、経済活動別の労働力の投入量を、年間平均就業者数、雇用者数のかたちで示したものである。計数の利用にあたっては次の点に留意が必要である。

(1) いくつかの仕事を兼ねている者、例えば営業主を本業としながら、副業として雇用者である者、あるいは2箇所事業所に雇用されているような者については、2人と数えているため、「国勢調査(総務省統計局)」など、1人の仕事を一つの就業に限り数えているような調査から得られる計数より、総数が大きくなっている。

(2) 就業時間の短いパート・タイム労働者についても、人数を就業時間の多少によって調整することはせず、フル・タイムの労働者と同様に1人としている。

(3) 個人企業における有給の家族従業者は雇用者としている。

なお、労働生産性の分析などのためには、雇用者のほかに個人業主や家族従業者(無給)を含めた産業別就業者数が有用である。

付 - 6 家計の最終消費支出の構成

家計最終消費支出は、主要系列表に示される費目別に加え、(1)形態別、(2)目的別の計数が表章される。

(1) 形態別

財の耐久度を基準とした性質別の分類であり、財貨である耐久財、半耐久財、非耐久財とサービスの4項目がある。

耐久財と半耐久財はいずれも耐用年数が1年以上の財であるが、その区分は使用期間の長短や購入価格の大小などを基準としている。

(2) 目的別

消費者がどのような種類の効用を求めて財貨・サービスを購入したかを基準とした分類である。国連93SNAの「個別消費の目的別分類(COICOP)」に従って、12目的別に表章される。

1 経済活動別県内総生産(名目)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	<p>※基礎資料値に消費税が含まれていない場合は、消費税の推計加算を行う。</p> <p>※中間投入比率に関係指標を用いていない産業(業種)については、中間投入額に政府手数料を加算し、受注型・パッケージ型ソフトウェア分を控除する(別途推計値)。</p>	
【1】産 業		
1 農 業	総生産＝産出額－中間投入額	
1) 農 業	<p>産出額</p> <p>①米(政府買上米・自主流通米・加工用米・自家消費米)</p> <p>②米を除く耕地農産物 ③養蚕及び畜産</p> <p>中間投入額 産出額×中間投入比率</p> <p>中間投入比率＝〔(農業経営費×農家戸数)+政府手数料－受注型・パッケージ型ソフトウェア額〕／(農業粗収益×農家戸数)</p> <p>農業経営費：経営費－(雇用労賃+支払小作料+減価償却費+物件税及び公課諸負担+負債利子+企画管理費)</p>	<p>関係指標(米等産出額)</p> <p>生産農業所得統計(農林水産省)</p> <p>農業経営統計調査(農林水産省)</p> <p>関係指標(物件税等)</p>
2) 獣医業	<p>産出額 国値×分割比率(民間団体・個人診療施設獣医師数)</p> <p>中間投入額 産出額×中間投入比率(経費総額/収入額)</p>	<p>関係指標(産出額国値、獣医師数)</p> <p>関係指標(収入額等)</p>
3) 農業サービス業	<p>産出額 国値×分割比率(従業者数)</p> <p>中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	<p>関係指標(産出額国値)</p> <p>経済センサス基礎調査(総務省)</p> <p>事業所・企業統計調査報告(総務省)</p> <p>関係指標(中間投入比率)</p>
2 林 業	総生産＝産出額－中間投入額	
1) 国有林	<p>産出額 ①素材等 ②立木販売(生産量×単価)</p> <p>③林野副産物(生産量×単価) ④育林</p> <p>中間投入額 生産原価(固定資本減耗と生産・輸入品に課される税(純)を控除)</p>	<p>関係指標(産出額、生産量、単価)</p> <p>東北森林管理局事業統計書(東北森林管理局)</p> <p>関係指標(生産原価)</p>
2) 民有林	<p>産出額 生産量×単価</p> <p>①素材等(針葉樹・広葉樹) ②木炭 ③薪 ④種子及び苗木</p> <p>⑤林野副産物 ⑥育林</p> <p>中間投入額</p> <p>産出額×中間経費割合(雇用労賃を除く経営費/粗収益)－固定資本減耗－純税+政府手数料－受注型・パッケージ型ソフトウェア額</p>	<p>木材需給と木材・木工業、秋田の特用林産物、秋田県林業統計(県農林水産部)</p> <p>関係指標(生産量、単価)</p> <p>林業経営統計調査報告(農林水産省)</p>
3) 狩猟業	<p>産出額 鳥類・獣類</p> <p>中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	<p>関係指標(狩猟業産出額)</p> <p>産業連関表(全国表)</p>
3 水産業	総生産＝産出額－中間投入額	
1) 海面漁業	<p>産出額 漁家・企業体(経営体階層別)</p> <p>中間投入額</p> <p>①漁 家(経営体階層別)</p> <p>産出額×中間投入比率(雇用労賃を除く漁業支出/漁業収入)</p> <p>②企業体(経営体階層別)</p> <p>産出額×中間投入比率(雇用労賃・漁業関係租税・減価償却費を除く漁業支出/漁業収入)</p>	<p>関係指標(漁家・企業体産出額)</p> <p>漁業経営調査報告(農林水産省)</p>
2) 海面養殖業	<p>産出額 経営体階層別生産額</p> <p>中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	<p>関係指標(生産額)</p> <p>産業連関表(全国表)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
3) 内水面漁業	産出額 中間投入額 産出額×中間投入比率	関係指標(産出額) 産業連関表(全国表)
4) 内水面養殖業	産出額 中間投入額 産出額×中間投入比率	関係指標(産出額) 産業連関表(全国表)
4 鉱 業	総生産=産出額-中間投入額	
1) 金属鉱業		本邦鉱業のすう勢(経済産業省)
2) 石油・天然ガス	産出額 生産量×単価 中間投入額 産出額×中間投入比率	関係指標(生産量、単価) 産業連関表(全国表)
3) 非金属鉱業	産出額 生産量×単価 中間投入額 産出額×中間投入比率	関係指標(生産量、単価) 産業連関表(全国表)
4) 岩石採石業	産出額 生産量×単価 中間投入額 産出額×中間投入比率 ※砕石製造業(製造業で推計)を加算	関係指標(生産量、単価) 産業連関表(全国表)
5 製造業	総生産=産出額(在庫品評価調整済)-中間投入額(在庫品評価調整済)	
1) 工業統計分	産出額 [製造品出荷額等(転売収入の一部を含む)+在庫純増]×年度転換比率 [鉱工業生産指数(年度/暦年)×産出物価指数(年度/暦年)] 中間投入額 原材料使用額等×年度転換比率[鉱工業生産指数(年度/暦年)×投入物価指数(年度/暦年)]+間接費(産出額×間接費比率)	秋田県の工業、秋田県鉱工業生産指数(県調査統計課) 投入・産出物価指数(日本銀行) 秋田県の工業、秋田県鉱工業生産指数(県調査統計課) 投入・産出物価指数(日本銀行) 関係指標(間接費比率)
2) 控除・加算分	①砕石製造業(控除→鉱業に加算) 産出額、中間投入額 推計方法は工業統計分と同様。 ②と畜場(加算) (1)民営分 産出額 売上高 中間投入額 売上原価+販売及び一般管理費-工場労務費-人件費-減価償却費-租税公課費 (2)公営分 産出額 営業収益 中間投入額 営業費用-職員給与費	関係指標(売上高等) 市町村公営企業概要(県市町村課)
6 建設業	総生産=産出額-中間投入額	
1) 土木・建築工事	産出額 ①民間土木 ②公共土木 ③民間建築 ④公共建築 建設投資額国値×分割比率(出来高ベース工事費) 中間投入額 産出額×中間投入比率	建設投資見通し、建設総合統計年度報(国土交通省) 関係指標(中間投入比率)
2) 補修工事	産出額 土木・建築工事産出額×建設補修率 建設補修率=建設補修生産額/(建築生産額+土木生産額) 中間投入額 産出額×中間投入比率	産業連関表(県表) 建設工事施工統計調査(国土交通省) 関係指標(中間投入比率)
7 電気・ガス・水道業	総生産=産出額-中間投入額	
1) 電気業	産出額 ①民間企業 発電部門産出額(全社産出額×発電費比率)×全社発電量県分比率+その他部門県分産出額[(全社産出額-全社発電部門産出額)×需要電力量県分比率]+県分消費税額(全社課税売上高×5/100×電力電灯料金収入県分比率) ②公的企業 営業収益	関係指標(営業収益等) 関係指標(営業収益)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	中間投入額	
	①民間企業 (全社発電部門営業費用×自社発電量県分比率) + (全社その他部門営業費用×需要電力量県分比率)	関係指標 (営業費用等)
	②公の企業 (厚生福利費 + 消耗品費 + 修繕費 + 補償費 + 賃借料 + 委託費 + 損害保険料 + 通信運搬費 + 旅費 + 雑費 + 負担金及び分担金 + 養成費 + 固定資産除却損) - 租税公課費	関係指標 (厚生福利費等)
2) ガス業	産出額 営業収益 + 受取消費税 (仮受消費税)	関係指標 (営業収益等)
	中間投入額	
	①民間企業 産出額 - (減価償却費 + 租税公課費 + 人件費 + 営業利益)	関係指標 (減価償却費等)
	②公の企業 営業費用 - (減価償却費 + 租税公課費 + 職員給与費)	市町村公営企業概要 (県市町村課)
3) 水道業	①上水道業	
	産出額 営業収益 (税込) - 受水費	市町村公営企業概要 (県市町村課)
	中間投入額 営業費用 (税込) - (受水費 + 減価償却費 + 資産減耗費 + 租税公課費 + 職員給与費)	市町村公営企業概要 (県市町村課) 関係指標 (租税公課費)
	②工業用水道	
	産出額 営業収益 + 仮受消費税	関係指標 (営業収益等)
	中間投入額 (厚生福利費 + 損害保険料 + 消耗品費 + 薬品費 + 修繕費 + 賃借料 + 通信運搬費 + 旅費 + 動力費 + 汚泥処理費 + 養成費 + 雑費 + 委託費 + 負担金及び分担金 + 固定資産除却費 + 仮払消費税) - 租税公課費	関係指標 (厚生福利費等)
4) 廃棄物処理業	産出額 国値 × 分割比率 (従業者数)	関係指標 (産出額国値) 経済センサス基礎調査 (総務省) 事業所・企業統計調査報告 (総務省)
	中間投入額 産出額 × 中間投入比率	関係指標 (中間投入比率)
8 卸売・小売業	総生産 = 産出額 - 中間投入額	
1) 卸売業	産出額	
	①民間企業 (法人・個人別) 商業統計年間販売額 (調査年) × 転換比率 [商業販売額原指数 (対象年 / 調査年)] × マージン率 + その他収入 (対象年販売額県値 × その他収入額率県値) ※個人企業マージン率 : 個人企業経済調査総利益率 (売上総利益 / 売上高) ※法人企業マージン率 : 商工業実態基本調査報告売上総利益率を法人企業統計調査 [1 - (売上原価 / 売上高)] 増加率により修正。	秋田県の商業 (県調査統計課) 商業販売統計、商工業実態基本調査報告書、 商業統計 (経済産業省) 個人企業経済調査年報 (総務省) 財政金融統計月報 (財務省)
	②公の企業 (食糧管理特別会計) 国値 (各勘定計) × 分割比率 (米麦買入 + 販売額)	関係指標 (米麦買入額等)
	中間投入額	
	①民間企業 産出額 × 中間投入比率	関係指標 (中間投入比率)
	②公の企業 産出額 - (雇用者報酬 + 租税公課 + 固定資本減耗 + 営業余剰)	関係指標 (人件費等)
2) 小売業	産出額、中間投入額 卸売業 (民間企業) と同様。	
9 金融・保険業	総生産 = 産出額 - 中間投入額	
1) 金融業	産出額 帰属利子 (受取利子 - 支払利子 + 受取配当) + 受取手数料 A . 民間企業 (照会資料) 信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合信用事業、信用農業	関係指標 (国値 : 産出額、受取利子、支払利子、帰属利子等) 関係指標 (受取利子等) 金融経済統計月報 (日本銀行)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>2) 保険業</p> <p>10 不動産業</p> <p>1) 不動産仲介・管理業</p>	<p>協同組合連合会、漁業協同組合信用事業、信用保証協会</p> <p>B. 民間企業 (国値分割) 全国銀行勘定、商工組合中央金庫、農林中央金庫、その他金融業</p> <p>C. 公的企業 (国値分割) 日本銀行、郵便貯金、資金運用部特別会計、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫 ※国値分割は金融機関別預貸金残高、従業者数等の対全国比による。 中間投入額 産出額×中間投入比率</p> <p>A. 生命保険 (民間) 産出額 ①生命保険会社 (国値分割) ②農業協同組合共済事業 保険料等 ③全国共済農業協同組合連合会 (国値分割) ④県共済農業協同組合連合会 保険料等 ⑤全国共済水産業協同組合連合会 (国値分割) ⑥全国労働者共済生活協同組合連合会 (国値分割) ※国値分割は金融機関別保有契約高対全国比による。 中間投入額 産出額×中間投入比率</p> <p>B. 生命保険 (公的) 産出額 ①簡易生命保険 国値分割 (保有契約高) 中間投入額 産出額×中間投入比率</p> <p>C. 非生命保険 (民間) 産出額 ①本邦・外国損害保険会社 国値分割 (保険料収入－支払保険金) ②火災共済組合 ③農業共済組合 ④農業共済組合連合会 ⑤漁業共済組合 ②～⑤の産出額は保険料等を計上。 中間投入額 産出額×中間投入比率</p> <p>D. 非生命保険 (公的) 産出額 ①農業共済事業 共済掛金収入等 ②交通災害共済事業 共済掛金収入等 中間投入額 産出額×中間投入比率</p> <p>E. 年金基金 産出額 (国値分割) ①厚生年金基金・企業年金連合会 ②適格退職年金 ③勤労者退職金共済機構 ④石炭鉱業年金 ⑤国民年金基金・同連合会 ⑥農業者年金基金 ⑦確定給付企業年金 ⑧中小企業基盤整備機構 (小規模企業共済勘定) ※国値分割は加入者数、従業者数等の対全国比による。 中間投入額 産出額×中間投入比率</p> <p>総生産＝産出額－中間投入額</p> <p>産出額 国値×分割比率 (事業所数) ×年度転換比率 [第3次産業活動指数 (年度/暦年)]</p> <p>中間投入額 産出額×中間投入比率</p>	<p>経済センサス基礎調査 (総務省) 事業所・企業統計調査報告 (総務省) 秋田県税務統計書 (県税務課) 都道府県決算状況調 (総務省) 地方債統計年報 (地方債協会) 地方財政状況調査 (県財政課) 日本郵政公社統計データ 関係指標 (中間投入比率)</p> <p>生命保険事業概況 (生命保険協会) 関係指標 (保険料等)</p> <p>関係指標 (保険料等)</p> <p>関係指標 (産出額国値、保有契約高) 関係指標 (中間投入比率)</p> <p>関係指標 (産出額国値)</p> <p>日本郵政統計資料 関係指標 (中間投入比率)</p> <p>関係指標 (産出額国値、保険料、保険金)</p> <p>関係指標 (保険料等)</p> <p>関係指標 (中間投入比率)</p> <p>地方財政状況調査 (県市町村課) 関係指標 (共済掛金収入等) 関係指標 (中間投入比率)</p> <p>社会保険庁事業年報 (社会保険庁) 経済センサス基礎調査 (総務省) 事業所・企業統計調査報告 (総務省) 勤労者退職金共済機構統計資料 関係指標 (産出額国値、加入者数) 関係指標 (中間投入比率)</p> <p>関係指標 (産出額国値)</p> <p>経済センサス基礎調査 (総務省) 事業所・企業統計調査報告 (総務省) 第3次産業活動指数 (経済産業省) 関係指標 (中間投入比率)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
2) 住宅賃貸業	産出額 市中平均家賃（住宅統計平均家賃を物価指数で修正）×住宅床面積 （住宅統計床面積＋建設統計面積増加分） 中間投入額 産出額×中間投入比率	住宅・土地統計調査（総務省） 秋田県消費者物価指数年報（県調査統計課） 建設統計月報（国土交通省） 関係指標（中間投入比率）
3) 不動産賃貸業	産出額 国値×分割比率（事業所数）×年度転換比率〔第3次産業活動指数 （年度／暦年）〕 中間投入額 産出額×中間投入比率	関係指標（産出額国値） 経済センサス基礎調査（総務省） 事業所・企業統計調査報告（総務省） 第3次産業活動指数（経済産業省） 関係指標（中間投入比率）
11 運輸・通信業	総生産＝産出額－中間投入額	
1) 運輸業	A. 鉄道業 産出額 ① J R 旅客 事業収益×分割比率（乗車人員） ② J R 貨物 営業収益×分割比率（発送トン数） ③ 民間地方鉄道・軌道等 営業収入（地方鉄道、普通索道、特殊索道計） 中間投入額 産出額×中間投入比率 B. 道路運送業 産出額 ① 道路貨物輸送業 国値×分割比率（輸送トン数）×年度転換比率〔第3次産業活動指 数（年度／暦年）〕 ② タクシー 営業収入（一般乗用、個人計） ③ バス 営業収入（一般乗合、一般貸切計） 中間投入額 産出額×中間投入比率 C. 水運業 産出額 ① 沿海・内水面輸送業 国値×分割比率（従業者数）×年度転換比率〔第3次産業活動指数 （年度／暦年）〕 ② 港湾運送業 国値×分割比率（都道府県相互間移入貨物トン数）×年度転換比率 〔第3次産業活動指数（年度／暦年）〕 中間投入額 産出額×中間投入比率 D. 航空運輸業 産出額 ① 国内線 国値×分割比率（輸送人キロ）×年度転換比率〔第3次産業活動指 数（年度／暦年）〕 ② 国際線 国値×分割比率（乗客数）×年度転換比率〔第3次産業活動指数（年 度／暦年）〕 中間投入額 産出額×中間投入比率 E. その他の運輸業 産出額 ① 倉庫業 国値×分割比率（普通営業倉庫平均月末在庫量）×年度転換比率 〔第3次産業活動指数（年度／暦年）〕 ② こん包業 国値×分割比率（従業者数）×年度転換比率〔第3次産業活動指数	関係指標（事業収益等） 関係指標（営業収益等） 運輸要覧（東北運輸協会） 関係指標（中間投入比率） 関係指標（産出額国値） 陸運統計要覧（国土交通省） 第3次産業活動指数（経済産業省） 自動車運送事業関係統計（秋田運輸支局） 自動車運送事業関係統計（秋田運輸支局） 関係指標（中間投入比率） 関係指標（産出額国値） 経済センサス基礎調査（総務省） 事業所・企業統計調査報告（総務省） 第3次産業活動指数（経済産業省） 関係指標（産出額国値） 港湾統計年報（県港湾空港課） 第3次産業活動指数（経済産業省） 関係指標（中間投入比率） 関係指標（産出額国値） 交通経済統計要覧（国土交通省） 第3次産業活動指数（経済産業省） 関係指標（産出額国値） 空港管理状況調査（国土交通省） 第3次産業活動指数（経済産業省） 関係指標（中間投入比率） 関係指標（産出額国値） 陸運統計要覧（国土交通省） 第3次産業活動指数（経済産業省） 関係指標（産出額国値） 経済センサス基礎調査（総務省）

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	(年度/暦年)]	事業所・企業統計調査報告(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省)
	③貨物運送取扱業 運送取次事業取扱実績額	運輸要覧(東北運輸協会)
	④有料駐車場 国値×分割比率(駐車可能台数)×年度転換比率[第3次産業活動指数(年度/暦年)]	関係指標(産出額国値) 自動車駐車場年報(国土交通省)
	⑤有料道路 事業収入	第3次産業活動指数(経済産業省) 関係指標(事業収入)
	⑥高速道路 料金収入	関係指標(料金収入)
	⑦水運付帯サービス 国値×分割比率(従業者数)×年度転換比率[第3次産業活動指数(年度/暦年)]	関係指標(産出額国値) 経済センサス基礎調査(総務省)
	⑧航空付帯サービス 国値×分割比率(航空運輸業産出額)×年度転換比率[第3次産業活動指数(年度/暦年)]	事業所・企業統計調査報告(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省)
	⑨その他の運輸付帯サービス 国値×分割比率(従業者数)×年度転換比率[第3次産業活動指数(年度/暦年)]	関係指標(産出額国値等) 第3次産業活動指数(経済産業省) 関係指標(産出額国値)
	以外の中間投入額 産出額×中間投入比率 の中間投入額 (管理費+事業費)-(人件費+減価償却費)	経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省) 関係指標(中間投入比率) 関係指標(管理費等)
2) 通信業	A. 郵便業 産出額 郵便業務収入×分割比率(引受普通通常郵便数) 中間投入額 産出額×中間投入比率	日本郵政統計資料 関係指標(中間投入比率)
	B. 電信・電話業 産出額 ①固定電気通信業 ②移動通信業 ③その他の電気通信業 国値×分割比率(電話発信回数)×年度転換比率[第3次産業活動指数(年度/暦年)] ④その他の通信サービス 国値×分割比率(従業者数)×年度転換比率[第3次産業活動指数(年度/暦年)]	関係指標(産出額国値) 電気通信事業者協会年報(電気通信事業者協会) 第3次産業活動指数(経済産業省) 関係指標(産出額国値) 経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省)
	中間投入額 産出額×中間投入比率	関係指標(中間投入比率)
12 サービス業	総生産=産出額-中間投入額 国値分割の場合の産出額は次のとおり。 産出額=国値×分割比率×年度転換比率[第3次産業活動指数(年度/暦年)] 分割比率=従業者数対全国比×1人当たり現金給与対全国比	関係指標(産出額国値) 経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省) 第3次産業活動指数(経済産業省)
1) 公共サービス	産出額 A. 教育(国値分割) B. 研究(国値分割) C. 医療・保健衛生、介護 ①医 療 県民医療費計(公費負担医療給付+医療保険等給付+老人保健給付+患者負担分)+正常分娩費+差額ベッド代 ②保健衛生(国値分割) ③介 護 介護保険給付(公費負担分)+自己負担分	毎月勤労統計調査(厚生労働省) 毎月勤労統計地方調査(県調査統計課) 関係指標(正常分娩費単価等) 社会保険事業年報(秋田社会保険事務局) 国民健康保険事業状況(県長寿社会課) 国民医療費の概況(厚生労働省) 衛生統計年鑑(県健康推進課) 関係指標(介護給付実績額)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
2) 対事業所サービス	D. その他の公共サービス (国値分割) 中間投入額 産出額×中間投入比率 産出額 A. 広告業 (国値分割) B. 業務用物品賃貸業 (国値分割) ①事務用機械器具等賃貸業 ②貸自動車業 C. 自動車・機械修理業 (国値分割) ①自動車整備業 ②機械修理業	関係指標 (中間投入比率)
3) 対個人サービス	D. その他の対事業所サービス (国値分割) 中間投入額 産出額×中間投入比率 産出額 A. 娯楽業 (国値分割) B. 放送業 ①公共放送 収入額国値×分割比率(受信契約数) ②民間放送 営業収入 ③有線放送 (国値分割) C. 飲食店 (国値分割) D. 旅 館 (国値分割) E. 洗濯・理容・浴場業 (国値分割) F. その他の対個人サービス業 (国値分割) 中間投入額 産出額×中間投入比率	関係指標 (中間投入比率) 関係指標 (産出額国値) 業務報告書 (日本放送協会) 関係指標 (営業収入)
【2】政府サービス生産者	総生産＝産出額－中間投入額 産出額＝中間投入額＋雇用者報酬＋固定資本減耗＋生産・輸入品に課される税 中間投入額 物件費、維持補修費等 雇用者報酬 人件費等 固定資本減耗 【7】 固定資本減耗の推計方法のとおり。 生産・輸入品に課される税 国有資産所在市町村交付金、自動車取得税、消費税等 次の区分で推計する。 1 電気・ガス・水道業 (1) 下水道(市町村) (2) 廃棄物処理(県、市町村) 2 サービス業 (1) 教 育 (国出先機関、県、市町村) (2) 学術研究 (国出先機関、県) 3 公 務 (国出先機関、県、市町村、社会保障基金)	関係指標 (中間投入比率)
【3】対家計民間非営利サービス生産者	総生産＝産出額－中間投入額 推計区分は次のとおり。 1 教 育 2 その他 産出額 国値×分割比率 (従業者数) 中間投入額 国値×分割比率 (従業者数)	関係指標 (産出額国値、中間投入額国値) 経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省)
【4】輸入品に課される税・関税	国値 (暦年) × 分割比率 [輸入額(県暦年/国暦年)] × 年度転換比率 [国控除項目財貨・サービスの輸入額(年度/暦年)]	国民経済計算年報 (内閣府) 貿易統計、外国貿易概況 (財務省)
【5】(控除)総資本形成に係る消費税	住宅・企業設備・一般政府投資額×消費税投資控除税額比率 (各推計項目値の計)	総固定資本形成推計値 (支出系列) 関係指標 (控除税額比率)
【6】(控除)帰属利子	各金融機関別に「受取利子－支払利子＋受取配当」、「国値×分割比率 (預貸金残高等)」、「産出額－受取手数料」により推計。	金融業推計値 (生産系列)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
【7】固定資本減耗	次の項目以外の産業は、産出額×固定資本減耗比率で推計。	関係指標（固定資本減耗比率） 産業連関表（全国表、県表）
1 農 業		
1) 農 業	減価償却額（産出額×減価償却比率）+資本偶発損（減価償却額×資本偶発損比率）	農業経営統計調査（農林水産省） 関係指標（資本偶発損比率）
2) 獣医業	減価償却額（産出額×減価償却比率）+資本偶発損（減価償却額×資本偶発損比率）	関係指標（資本偶発損比率等）
2 林 業		
1) 国有林	減価償却額+立木被害額	関係指標（減価償却額） 東北森林管理局事業統計書（東北森林管理局）
2) 民有林	減価償却額（産出額×減価償却比率）+資本偶発損（減価償却額×資本偶発損比率）	林業経営統計調査報告（農林水産省） 関係指標（資本偶発損比率）
3 水産業		
1) 海面漁業	減価償却額（産出額×減価償却費/漁業収入）+資本偶発損（減価償却額×資本偶発損比率）	漁業経営調査報告（農林水産省） 関係指標（資本偶発損比率）
4 製造業		
1) 工業統計分	減価償却額（暦年値×年度転換比率）+資本偶発損（減価償却額×資本偶発損比率）	秋田県の工業（県調査統計課） 秋田県鉱工業生産指数（県調査統計課）
2) 控除・加算分	①砕石製造業（控除→鉱業に加算） 減価償却額（産出額×窯業・土石製造業減価償却比率）+資本偶発損（減価償却額×資本偶発損比率） ②と畜場（加算） 産出額×減価償却比率（減価償却費/売上高）	関係指標（資本偶発損比率） 関係指標（減価償却費等）
5 電気・ガス・水道業		
1) 電気業	①民間企業 （減価償却額+固定資産売却損+財産偶発損+災害特別損失）×分割比率（固定資産額） ②公的企業 減価償却費+固定資産除却損	関係指標（減価償却額等） 関係指標（減価償却費等）
2) ガス業	①民間企業 減価償却費 ②公的企業 減価償却費	関係指標（減価償却費） 市町村公営企業概要（県市町村課）
3) 水道業	①上水道業 法適用事業 減価償却費+資産減耗費 法非適用事業 産出額×減価償却比率（法適用事業固定資本減耗/産出額） ②工業用水道 減価償却費+固定資産除却損	市町村公営企業概要（県市町村課） 関係指標（減価償却費等）
6 卸売・小売業	①民間企業 産出額×固定資本減耗比率 ②公的企業 減価償却額+除却額	関係指標（固定資本減耗比率） 関係指標（減価償却額等）
7 運輸・通信業	郵便業 産出額×減価償却比率（減価償却費全国値/郵政事業収入全国値）+資本偶発損（減価償却額県値×資本偶発損比率）	日本郵政統計資料 関係指標（資本偶発損比率）
8 サービス業	放送業 ①公共放送 全国値×分割比率（固定資産残高） ②民間放送 減価償却費	関係指標（固定資産残高） 関係指標（減価償却費）
9 政府サービス生産者	①建物の固定資本減耗（庁舎、教育施設、研究施設、その他の公共施設） 減価償却額（建物評価額〔単位面積当たり評価額×建物面積〕×減価償却比率）+資本偶発損（減価償却額×資本偶発損比率） ②建物以外の社会資本減耗（電気・ガス・水道業、公務）	関係指標（建物面積等） 市町村財政概要（県市町村課） 関係指標（社会資本減耗）

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	③受注型・パッケージ型ソフトウェアの資本減耗 $\text{ソフトウェア減耗額(県値)} = \text{ソフトウェア投資額(県値)} \times \text{ソフトウェア減耗比率(国値)}$ $\text{ソフトウェア投資額(県値)} = \text{中間投入額(県値)} \times \text{ソフトウェア投資額比率(投資額国値/中間投入額国値)}$ $\text{ソフトウェア減耗比率(国値)} = \text{減耗額国値} / \text{投資額国値}$	関係指標(受注型・パッケージ型ソフトウェア関連)
【8】政府手数料	政府手数料計(国税検査登録収入+県・市町村該当項目)/2(産業分割合)×各産業政府手数料比率(全産業=1)	関係指標(国税検査登録手数料、政府手数料比率) 地方財政状況調査(県財政課、市町村課)
【9】受注型・パッケージ型ソフトウェア	産出額×受注型・パッケージ型ソフトウェア比率(産業別) ※受注型・パッケージ型ソフトウェア比率(産業別)は、産業連関表ソフトウェア比率に、国民経済計算ソフトウェア比率(ソフトウェア額/産出額)の増加率と、国民経済計算ソフトウェア比率/産業連関表ソフトウェア比率による修正率を乗じて算出する。	国民経済計算年報(内閣府) 産業連関表(全国表)
【10】生産・輸入品に課される税	経済活動各部門に対する①直接格付分と、全部門に対する②配分格付分に区分し、推計する(③消費税は別途推計)。 直接格付分(税目・部門) 国 税 酒税(製造業)、石油ガス税(小売業)、石油税(鉱業)、航空機燃料税(運輸業)、たばこ・たばこ特別税(卸売業)、揮発油税・地方道路税(卸売業)、とん税・特別とん税(運輸業) 県 税 たばこ税(卸売業)、ゴルフ場利用税(サービス業)、鉱区税(鉱業)、軽油取引税(卸売業)、特別地方消費税(サービス業)、発電水利使用料(電ガ水)、収益事業収入(サービス業)、不動産取得税(不動産業)、自動車税(運輸業) 市町村税 入湯税(サービス業)、たばこ税(卸売業)、鉱産税(鉱業)、国有林野交付金(林業)、空港交付金(運輸業)、発電所等交付金(電ガ水)、水道施設等交付金(電ガ水)、貸付資産交付金(政府)、純固定資産税(不動産業)、都市計画税(不動産業)、軽自動車税(農耕用)(農業)、軽自動車税(営業用)(運輸業) 配分格付分(税目) 国 税 自動車重量税(1/2)、自動車検査登録手数料(1/2)、地価税、印紙収入 県 税 個人事業税、法人事業税、自動車取得税(1/2)、不動産取得税、自動車税 市町村税 特別土地保有税、事業所税、純固定資産税、都市計画税、軽自動車税、収益事業収入 ※産業への配分は、税目別に各分割指標を用いて行う。 自動車税・自動車関係税：産業連関表固定資本マトリックス 個人事業税：個人事業税業種別所得金額等の差引課税所得金額 法人事業税：法人事業税業種別所得金額等の合計額 その他の税目：産業別総生産(県値) 消費税(地方消費税を含む) 産業に配分される消費税額=徴収済消費税額(県値)-消費税還付金(県値)-直接格付消費税額+投資控除に係る消費税額(直接格付分を除く)	関係指標(国税徴収状況) 国税統計年報書(国税庁) 関税年報(財務省関税局) 外国貿易年報(函館税関) 秋田県税務統計書、市町村税の概要(県税務課) 地方財政状況調査(県財政課、市町村課) 関係指標(自動車重量税等) 秋田県税務統計書(県税務課) 地方財政状況調査(県市町村課) 産業連関表(全国表) 総生産(生産系列) 直接格付消費税額(生産系列) 投資控除に係る消費税額(支出系列)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
【11】(控除)補助金	徴収済消費税額(県値) = 全国徴収済消費税額 × 分割比率(金融・保険業を除く総生産) 消費税還付金(県値) = 全国消費税還付金 × 分割比率(消費税収納済額)	国税統計年報書(国税庁) 総生産(生産系列) 国税統計年報書(国税庁)
【12】県内総生産	総生産(産業別県値) × 国補助金比率(補助金/総生産) 【1】産業 + 【2】政府サービス生産者 + 【3】対家計民間非営利サービス生産者 + 【4】輸入品に課される税・関税 - 【5】(控除)総資本形成に係る消費税 - 【6】(控除)帰属利子	国民経済計算年報(内閣府)

2 経済活動別県内総生産(実質:連鎖方式)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
【1】実質県内総生産	<p>①「国民経済計算」の経済活動別デフレーター(暦年値)に、年度転換率[各種物価指数等(年度/暦年)]を乗じ、デフレーター(年度値)を求める。</p> <p>②産出額及び中間投入額について、前年度を基準年次とした固定基準年方式の当年度実質値を求める。求めた実質産出額から実質中間投入額を控除して実質総生産を求める。 当年度実質値(前年度固定基準) = 当年度名目値 / (当年度デフレーター / 前年度デフレーター)</p> <p>③上記②の当年度実質値を前年度名目値で除して、実質値の対前年度増加率を求める。 実質値対前年度増加率 = 当年度実質値(前年度固定基準) / 前年度名目値</p> <p>④産出額及び中間投入額について、参照年(平成12暦年)を基準とした平成12年度の実質値を求める。求めた実質産出額から実質中間投入額を控除して実質総生産を求める。 平成12年度実質値(平成12暦年基準) = [平成12年度実質値(前年度固定基準) / 平成12年度デフレーター] × 100</p> <p>⑤上記④の実質値について、平成11年度以前は上記③の増加率で除し、平成13年度以降は上記③の増加率を乗じて、平成12暦年連鎖価格の実質値を求める。 平成11年度以前の実質値 = 翌年度実質値 / 実質値増加率 平成13年度以降の実質値 = 前年度実質値 × 実質値増加率</p> <p>⑥名目県内総生産を上記⑤で求めた実質県内総生産で除して、デフレーターを求める。</p>	国民経済計算年報(内閣府) 企業物価指数(日本銀行) 投入・産出物価指数(日本銀行) 企業向けサービス価格指数(日本銀行) 建設工事費デフレーター(国土交通省) 消費者物価指数(総務省) 毎月勤労統計調査(厚生労働省)

3 県民所得及び県民可処分所得の分配

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
【1】県民雇用者報酬	A. 現金現物給与	
1 賃金・俸給	<p>①農 業 農家1戸当たり雇用労賃×農家戸数+有給家族従業者現金現物給与(1人当たり年間平均現金現物給与×有給家族従業者数)</p> <p>②林 業 国有林賃金・俸給+民有林賃金・俸給〔民有林純生産×雇用労賃率(雇用労賃/[林業粗収益-物的経費])〕+有給家族従業者現金現物給与(1人当たり年間平均現金現物給与×有給家族従業者数)</p> <p>③水産業 海面漁業 海面漁業純生産×雇用労賃率〔雇用労賃/(漁業収入-漁業支出)〕+有給家族従業者現金現物給与(1人当たり年間平均現金現物給与×有給家族従業者数) 海面養殖業・内水面漁業・内水面養殖業 各産出額(県値)×賃金俸給比率(産業連関表賃金・俸給/生産額)+有給家族従業者現金現物給与(1人当たり年間平均現金現物給与×有給家族従業者数)</p> <p>④農林水産業以外の産業 常用雇用者分 1人当たり平均現金現物給与×常用雇用者数(常勤役員を含む)-常勤役員給与手当 1人当たり平均現金現物給与:(毎月勤労統計規模30人以上事業所現金給与総額×30人以上事業所雇用者数+30人以上事業所現金給与総額×平均賃金格差率×29人以下事業所雇用者数)/(30人以上事業所雇用者数+29人以下事業所雇用者数)×(1+現物給与比率) ※電気・ガス・水道業、公務、教育(サービス業)については、基礎資料値をもとに別途推計。 臨時・日雇分 1人当たり平均現金現物給与(常用雇用者値×格差比率)×臨時・日雇雇用者数 有給家族従業者分 1人当たり平均現金現物給与(常用雇用者29人以下値)×(1+現物給与比率)×有給家族従業者数</p> <p>B. 役員給与手当 1人当たり平均現金現物給与(常用雇用者値×格差比率)×有給役員数</p> <p>C. 議員歳費等 議員歳費+委員報酬(県・市町村)</p> <p>D. 給与住宅差額家賃 〔市中平均家賃(円/㎡)-給与住宅家賃(円/㎡)〕×給与住宅床面積 ※「給与住宅差額家賃総額-公務分」を農林水産業を除く各産業に、常用雇用者現金現物給与構成比により配分する。</p>	<p>農業経営統計調査(農林水産省) 農業物価指数(農林水産省) 国勢調査(総務省)</p> <p>関係指標(人件費等) 林業経営統計調査報告(農林水産省)</p> <p>漁業経営調査報告(農林水産省)</p> <p>産業連関表(全国表)</p> <p>毎月勤労統計地方調査(県調査統計課) 国勢調査(総務省) 経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省) 関係指標(平均賃金格差率等)</p> <p>関係指標(平均賃金格差)</p> <p>地方財政状況調査(県財政課、市町村課)</p> <p>住宅・土地統計調査(総務省) 秋田県消費者物価指数年報(県調査統計課) 建設統計月報(国土交通省) 関係指標(床面積)</p>
2 雇主の社会負担	<p>A. 雇主の現実社会負担 強制的現実社会負担 次の項目について、保険料の収納済額等(雇主負担額)を計上。 特別会計[年金(健康保険、厚生年金)、労働保険(労災保険、雇用保険)、船員保険]、共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、その他団体職員共済組合)、組管管掌健康保険、児童手当、基金、介護保険</p>	<p>関係指標(収納済額等) 事業年報(社会保険庁) 全国健康保険協会事業年報(協会けんぽ) 厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省) 児童手当事業年報(厚生労働省) 地方財政状況調査(県財政課、市町村課)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>【 2 】 財 産 所 得 1 一般政府 1) 利 子</p>	<p>自発的現実社会負担 次の項目について、掛金の取納済額等を計上、または国値に分割比率(加入者数等)を乗じて推計。 厚生年金基金・企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、適格退職年金、勤労者退職金共済機構、中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定、確定給付企業年金 ※国・県・市町村分を除く雇主の現実社会負担額を、民間分現金現物給与(総額-国・県・市町村分)の構成比により、産業に配分する。</p> <p>B. 雇主の帰属社会負担 退職一時金 国・県・市町村については、政府サービス生産者(生産系列)退職金・退職手当を転記計上。 民間分については、次式で求めた計数を民間分現金現物給与(総額-国・県・市町村分)の構成比により、産業に配分する。 退職所得支払額(東北値)×分割比率(退職所得源泉徴収額)-(中小企業退職金共済、建設業退職金共済、清酒製造業退職金共済分計)</p> <p>公務災害補償費 政府サービス生産者(生産系列)災害補償費・その他を転記計上。 その他 民間分については、各産業現金現物給与×その他(無基金分)比率により算出、公務分については、政府サービス生産者(生産系列)を転記計上。</p> <p>内民転換 次のとおり内民転換(民ベース→内ベース)を行う。 雇用者報酬総額(内ベース)=賃金・俸給総額(内ベース)+雇主社会負担(内ベース) 賃金・俸給総額(内ベース産業計) 賃金・俸給総額(民ベース産業計)-内ベース転換減算分産業計+内ベース転換加算分産業計 他県就業者賃金・俸給(内ベース転換減算分)=1人当たり平均給与額(県値)×平均給与格差比率(他県)×県内常住地県就業者数 県内就業者賃金・俸給(内ベース転換加算分)=1人当たり平均給与額(県値)×他県常住県内就業者数 1人当たり平均給与額(県値)=各産業賃金・俸給総額/雇用者数 平均給与格差比率:秋田県と他県(青森・岩手・宮城・山形・全国平均)の常用労働者1人当たり平均月間給与額格差</p> <p>雇主社会負担(民ベース) 雇主社会負担(内ベース)×内民比率 内民比率=賃金・俸給総額(民ベース産業計)/賃金・俸給総額(内ベース産業計)</p> <p>産業分類組替(JSIC分類 SNA分類) 碎石製造業(製造業→鉱業)、飲食店(卸売・小売業→サービス業)等について、1人当たり雇用者報酬×組替雇用者数により組替額を求め、減算・加算を行う。</p> <p>支払利子 ①国出先機関[供託金利子+その他利子国値×分割比率(全国銀行年度末預金残高)+事業団利子] ②県(地方債償還利子+一時借入金利子) ③市町村(地方債償還利子+一時借入金利子+公共下水道事業関係利子)</p>	<p>関係指標(掛金取納済額等) 経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省)</p> <p>政府サービス生産者(生産系列) 市町村公営企業概要(県市町村課) 仙台国税局統計書(仙台国税局) 関係指標(退職金支給状況)</p> <p>政府サービス生産者(生産系列)</p> <p>関係指標(その他比率) 政府サービス生産者(生産系列)</p> <p>国勢調査(総務省)</p> <p>毎月勤労統計地方調査(厚生労働省)</p> <p>関係指標(その他利子国値等) 金融経済統計月報(日本銀行) 地方財政状況調査(県財政課、市町村課) 決算書(県財政課) 市町村公営企業概要(県市町村課)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>2) 配 当</p> <p>3) 賃賃料</p>	<p>④社会保険基金（国民健康保険事業債償還利子＋一時借入金利子） 受取利子</p> <p>①国出先機関（一般会計等受取利子＋非生命保険帰属収益）</p> <p>②県（財産運用収入＋預金利子＋貸付金利子収入＋非生命保険帰属収益）</p> <p>③市町村（預金利子＋貸付金利子＋公共下水道事業関係利子＋非生命保険帰属収益）</p> <p>④社会保険基金〔厚生・国民年金分国値×分割比率（保険料取納済額）＋国民健康保険分＋老人保健医療分＋各種共済組合分＋組管管掌分＋農業者年金分〕</p> <p>受取配当 国機関（政府サービス＋社会保険基金）＋県＋市町村</p> <p>支払賃賃料 土地純賃賃料（土地租賃賃料－土地税） 国・公団・県・市町村・社会保険基金の計</p> <p>受取賃賃料 土地純賃賃料（土地租賃賃料－土地税） 国・公団・県・市町村・社会保険基金（土地貸付収入等）の計</p> <p>※土地税は、〔固定資産税（土地分）＋特別土地保有税＋都市計画税（土地分）〕×借地比率により借地分を求め、これに、国・公有資産所在市町村交付金（土地分）（一般政府分）を加え、租賃賃料構成比で制度部門に分割する。</p>	<p>社会保険事業年報（社会保険庁）</p> <p>関係指標（受取利子国値）</p> <p>地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 決算書（県財政課）</p> <p>市町村公営企業概要（県市町村課） 社会保険事業年報（秋田社会保険事務局）</p> <p>関係指標（配当金）</p> <p>地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 決算書（県財政課）</p> <p>関係指標（土地租賃賃料）</p> <p>地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 決算書（県財政課）</p> <p>住宅・土地統計調査（総務省）</p>
<p>2 家 計</p> <p>1) 利 子</p> <p>2) 配 当</p>	<p>支払利子</p> <p>消費者負債利子 全国銀行国値×分割比率（個人運転資金貸出残高）＋生命保険国値×分割比率（保有契約高）＋その他国値×分割比率（個人運転資金貸出残高）</p> <p>住宅支払利子（持ち家分） 全国銀行国値×分割比率（個人設備資金貸出残高）＋住宅金融公庫国値×分割比率（貸出残高）＋その他国値×分割比率（個人設備資金貸出残高）</p> <p>農林水産業支払利子 国値×分割比率（全国銀行及び農業協同組合・漁業協同組合の農林漁業向け貸出残高）</p> <p>その他の産業支払利子 国値×分割比率（農林水産業を除く個人業主数）</p> <p>受取利子</p> <p>一般預貯金利子等 （全国銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、郵便貯金国値計）×分割比率（預貯金残高）＋社内預金利子国値×分割比率（平均：全国銀行～郵便貯金）＋信託利子国値×分割比率（平均：全国銀行～郵便貯金）</p> <p>有価証券利子 国値（国債、地方債、公社・公団・公庫債、事業債、転換社債、金融債）×分割比率×個人分割率×平均利回り率（年度平均値） ※分割比率は「公社債の利子所得課税」または「全国銀行、商工組合中央金庫、農林中央金庫の預金残高計」を用いる。</p> <p>受取配当 受取配当〔国値×分割比率（配当所得額）〕＋役員賞与〔国値×分割</p>	<p>関係指標（支払利子国値） 金融経済統計月報（日本銀行）</p> <p>関係指標（支払利子国値） 金融経済統計月報（日本銀行）</p> <p>関係指標（支払利子国値） 金融経済統計月報（日本銀行）</p> <p>関係指標（支払利子国値） 金融経済統計月報（日本銀行）</p> <p>関係指標（支払利子国値） 国勢調査（総務省）</p> <p>関係指標（受取利子国値） 金融経済統計月報（日本銀行）</p> <p>関係指標（受取利子国値等） 国税統計年報書（国税庁） 秋田県税務統計書（県税務課） 金融経済統計月報（日本銀行）</p> <p>関係指標（受取配当等国値） 国税統計年報書（国税庁）</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
3) 保険契約者に 帰属する財産所得	<p>比率(常勤・非常勤役員数)]</p> <p>生命保険帰属収益(支払)+年金基金帰属収益(支払)+非生命保険帰属収益(支払分を火災保険・自動車保険・自賠責保険の保険金比率により制度部門に分割)</p> <p>生命保険帰属収益 生命保険会社、農業協同組合共済事業、都道府県共済連、全国共済農業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会、簡易生命保険 国値×分割比率(生産系列保険業県値比率)</p> <p>年金基金帰属収益 厚生年金、適格退職年金、勤労退職年金、国民年金、中小企業総合事業団 国値×分割比率(生産系列保険業県値比率)</p> <p>非生命保険帰属収益 本邦損害保険、外国損害保険 国値×分割比率(生産系列保険業県値比率)</p> <p>船主相互保険、火災共済組合、火災共済組合、農業共済組合、農業共済連合、漁業共済組合、都道府県共済連、交通災害共済 「利息(配当)収入-支払利息」または「事業収益-事業費用」を計上する。</p>	<p>国勢調査(総務省)</p> <p>関係指標(帰属収益国値)</p>
4) 賃貸料	<p>支払賃貸料</p> <p>土地純賃貸料(土地粗賃貸料-土地税) 農林水産業(田・畑・樹園地小作料)、その他の産業(店舗・併用住宅土地賃貸料)、持ち家(専用住宅土地賃貸料)の粗賃貸料を求める。店舗・併用住宅、専用住宅の1世帯当たり地代は、全国値(家計調査値)×修正比率(消費実態調査[秋田市/全国])により算出する。</p> <p>受取賃貸料(非企業)</p> <p>土地純賃貸料(土地粗賃貸料-土地税) 国値×分割比率(不動産業総生産)により粗賃貸料を求める。 なお、著作権・特許権使用料(受取)については、国値×分割比率(特許出願件数)×家計受取比率(家計分国値/非金融民間法人及び家計国値)により求め加算。</p>	<p>田畑価格及び小作料調(日本不動産研究所)</p> <p>住宅・土地統計調査(総務省)</p> <p>家計調査年報(総務省)</p> <p>全国消費実態調査(総務省)</p> <p>関係指標(受取賃貸料国値)</p> <p>国民経済計算年報(内閣府)</p> <p>不動産業(生産系列)</p> <p>関係指標(特許使用料国値)</p> <p>出願等統計表(特許庁)</p>
3 対家計民間非営利団体		
1) 利 子	<p>支払利子 国値×分割比率(従業者数)</p> <p>受取利子 国値×分割比率(従業者数)+非生命保険帰属収益</p>	<p>関係指標(支払利子国値)</p> <p>経済センサス基礎調査(総務省)</p> <p>事業所・企業統計調査報告(総務省)</p>
2) 配 当	<p>受取配当 国値×分割比率(従業者数)</p>	<p>関係指標(受取配当国値)</p> <p>経済センサス基礎調査(総務省)</p> <p>事業所・企業統計調査報告(総務省)</p>
3) 賃貸料	<p>支払賃貸料</p> <p>土地純賃貸料(土地粗賃貸料-土地税) 国値×分割比率(従業者数)</p> <p>受取賃貸料</p> <p>土地純賃貸料(土地粗賃貸料-土地税) 国値×分割比率(従業者数)</p>	<p>関係指標(支払賃貸料国値)</p> <p>経済センサス基礎調査(総務省)</p> <p>事業所・企業統計調査報告(総務省)</p>
4 金融機関		
1) 利 子	<p>支払利子 民間金融機関、公的金融機関、民間生命保険、公的生命保険、民間非生命保険、公的非生命保険、年金基金の別に支払利子(生産系列推計値)を計上、または国値に分割比率(生産系列県値比率)を乗じて算出する。生命保険、年金基金、非生命保険の帰属財産収益</p>	<p>関係指標(支払利子国値)</p> <p>金融・保険業(生産系列)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
	<p>(家計への支払、別途推計)を計上加算する。</p> <p>受取利子 民間金融機関、公的金融機関、民間生命保険、公的生命保険、民間非生命保険、公的非生命保険、年金基金の別に受取利子(生産系列推計値)を計上、または国値に分割比率(生産系列県値比率)を乗じて算出する。非生命保険の帰属財産収益(受取、別途推計)を計上加算する。</p>	<p>関係指標(受取利子国値) 金融・保険業(生産系列)</p>
2) 配 当	<p>支払配当 国値×分割比率(従業者数) 受取配当 国値×分割比率(従業者数)</p>	<p>関係指標(支払・受取配当国値) 経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省)</p>
3) 賃貸料	<p>支払賃貸料 土地純賃貸料(土地粗賃貸料 - 土地税) 国値×分割比率(固定資産法人決定価格)により粗賃貸料を求める。</p>	<p>関係指標(賃貸料国値) 固定資産の価格等の概要調書(総務省)</p>
5 非金融法人企業		
1) 利 子	<p>支払利子 民間企業 営業余剰県値×支払利子比率(支払利子国値/営業余剰国値) 公的企業 支払財産所得県値×支払利子比率(支払利子国値/支払財産所得国値)</p> <p>受取利子 民間企業 支払利子県値×受取利子比率(受取利子国値/支払利子国値) + 非生命保険帰属収益 公的企業 受取財産所得県値×受取利子比率(受取利子国値/受取財産所得国値)</p>	<p>関係指標(支払利子国値等) 関係指標(支払利子国値等) 関係指標(受取利子国値等) 関係指標(受取利子国値等)</p>
2) 配 当	<p>支払配当 民間企業 国値×分割比率(従業者数) 公的企業 支払財産所得県値×支払配当比率(支払配当国値/支払財産所得国値)</p> <p>受取配当 民間企業 国値×分割比率(従業者数) 公的企業 受取財産所得県値×受取配当比率(受取配当国値/受取財産所得国値)</p>	<p>関係指標(支払配当国値等) 経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省) 関係指標(支払配当国値等) 関係指標(受取配当国値等) 経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省) 関係指標(受取配当国値等)</p>
3) 賃貸料	<p>支払賃貸料 土地純賃貸料(土地粗賃貸料 - 土地税) 国値×分割比率(固定資産法人決定価格)により粗賃貸料を求める。 なお、著作権・特許権使用料(支払)については、国値分割比率(総生産県値/国値)により求め加算。 受取賃貸料 土地純賃貸料(土地粗賃貸料 - 土地税) 国値×分割比率(固定資産法人決定価格)により粗賃貸料を求める。 なお、著作権・特許権使用料(受取)については、国値×分割比率(特許出願件数)×家計受取比率(非金融民間法人分国値/非金融民間法人及び家計国値)により求め加算。</p>	<p>関係指標(賃貸料国値) 固定資産の価格等の概要調書(総務省) 関係指標(特許使用料国値) 国民経済計算年報(内閣府) 関係指標(賃貸料国値) 固定資産の価格等の概要調書(総務省) 関係指標(特許使用料国値) 出願等統計表(特許庁)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
【3】企業所得	<p>(1)個人企業混合所得(基礎推計値)の推計</p> <p>農 業 経営耕地規模別平均農業所得(粗収益-農業経営費-雇用労賃-小作料-公課諸負担-農業負債利子)×農家戸数×混合所得転換比率+有給家族従業者給与</p> <p>林 業 民有林純生産-雇用者報酬-民間法人営業余剰+国有林雇用者報酬</p> <p>水産業 純生産-雇用者報酬-民間法人営業余剰</p> <p>その他の産業(農林水産業以外) 1企業当たり所得[国値×格差比率(個人事業税産業別課税分所得額・非課税分みなし所得額計1人当たりの格差)]×個人企業主数+内職者所得+兼業者所得-有給家族従業者給与</p> <p>(2)民間法人企業営業余剰(基礎推計値)の推計 (所得金課税法人(非課税事業法人含む)企業所得+収入金課税法人企業所得)×産業別構成比(法人事業税業種別所得金額)×営業余剰転換比率(営業余剰国値/企業所得国値)</p> <p>(3)個人企業混合所得比率(産業別)の推計</p> <p>金融・保険業以外の産業 個人企業混合所得基礎推計値/(個人企業混合所得基礎推計値+民間法人企業営業余剰基礎推計値)</p> <p>金融・保険業 その他の産業中混合所得(基礎推計値)/営業余剰・混合所得(要素所得) ※営業余剰・混合所得は、総生産-固定資本減耗-生産・輸出品に課される税(控除)補助金-雇用者報酬(内ベース)により算出。</p> <p>(4)非金融民間企業営業余剰・混合所得の推計 産業別営業余剰・混合所得(要素所得表)-非金融公的企業営業余剰-持ち家営業余剰 ※非金融公的企業営業余剰は、国(国有林野特別会計、道路公団、郵政事業特別会計、食糧管理特別会計)、県・市町村(公社・公営企業等)について計上。</p> <p>(5)非金融個人企業混合所得の推計 非金融民間企業営業余剰・混合所得(4)×個人企業混合所得比率(3)①</p> <p>(6)非金融民間法人企業営業余剰の推計 非金融民間企業営業余剰・混合所得(4)-非金融個人企業混合所得(5)</p> <p>(7)金融・保険業営業余剰(民間法人分)の推計 営業余剰・混合所得(要素所得表帰属利子控除後)-公的金融機関営業余剰(帰属利子控除後)</p> <p>(8)制度部門別企業所得の推計 (1)~(7)で求められた制度部門別営業余剰と、【2】財産所得で求められた制度部門別支払財産所得(支払利子、支払配当支払賃貸料)、受取財産所得(受取利子、受取配当、受取賃貸料)から、「営業余剰+(受取財産所得-支払財産所得)」により企業所得を求める。</p>	<p>農 業 (生産系列) 関係指標(混合所得転換比率) 雇用者報酬(分配系列)</p> <p>林 業 (生産系列) 雇用者報酬(分配系列)</p> <p>水産業(生産系列)、雇用者報酬(分配系列)</p> <p>関係指標(所得額等) 秋田県税務統計書(県税務課) 雇用者報酬(分配系列)</p> <p>各産業(生産系列) 関係指標(営業余剰国値等) 財政金融統計月報(財務省) 秋田県税務統計書(県税務課) 国税統計年報書(国税庁)</p> <p>要素所得表(生産系列)</p> <p>要素所得表(生産系列) 関係指標(持ち家営業余剰国値等) 住宅・土地統計調査(総務省) 市町村公営企業概要(県市町村課)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
【4】県民所得 (要素費用表示)	【1】県民雇用者報酬+【2】財産所得+【3】企業所得	
【5】生産・輸入品に課される税(控除)補助金	生産・輸入品に課される税-補助金	生産系列推計値
【6】県民所得 (市場価格表示)	【4】県民所得(要素費用表示)+【5】生産・輸入品に課される税(控除)補助金	
【7】その他の経常移転(純)	各制度部門(非金融法人企業、金融機関、一般政府、個人企業を含む家計、対家計民間非営利団体)について、財産所得以外の移転(所得・富等に課される経常税、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転、社会負担)の受取純額を計上する。	制度部門別所得支出勘定推計値
【8】県民可処分所得 (参考) 県民総所得(市場価格)	【6】県民所得(市場価格表示)+【7】その他の経常移転(純) 県民所得(要素費用表示)+固定資本減耗+生産・輸入品に課される税(控除)補助金	

4 県内総生産（支出側、名目）

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>【1】民間最終消費支出</p>	<p>10大費目（食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽、その他の消費支出）別に「家計調査法（2人以上世帯と単身者世帯）」と「直接推計法」に区分して推計。</p> <p>A. 家計調査法</p> <p>2人以上世帯</p> <p>1世帯当たり支出金額×人員調整係数×世帯数</p> <p>1世帯当たり支出金額：家計調査（2人以上世帯：秋田市全世帯）年間品目別支出金額の費目計×修正率（全国消費実態調査報告による品目別支出金額の修正-5年毎-）</p> <p>人員調整係数：家計調査の1世帯当たり人員と国勢調査結果による1世帯当たり人員を調整するための係数</p> <p>世帯数：一般世帯数－一般世帯のうち世帯人員が1人の世帯（国勢調査実施年以外は均等補間・補外）</p> <p>※「直接推計法」により別途推計される家賃地代、住宅関係負担費、診療代（自己負担分）、他の医療代（自己負担分）、自動車購入額、自動車保険料、非生命保険料等を推計対象から除外する。</p> <p>消費支出とみなされない信仰・祭祀費、仕送り金、贈与金等を除外する。</p> <p>修繕材料費等、設備修繕費を構成する品目の一定比率については、貸家主による修繕費負担（＝中間消費）とみなし、控除する。</p> <p>現物総額を費目別に加算する。</p> <p>家計外消費支出分（こづかい、つきあい費）を配分する。</p> <p>単身者世帯</p> <p>1世帯当たり支出金額×単身者数</p> <p>1世帯当たり支出金額：「全国消費実態調査報告」費目別支出額×「家計調査（単身世帯）」費目別増加率×修正率（全国消費実態調査報告による品目別支出金額の修正-5年毎-）</p> <p>単身者数：一般世帯のうち世帯人員が1人の世帯数＋施設等の人員総数（国勢調査実施年以外は均等補間・補外）</p> <p>B. 直接推計法</p> <p>家計外消費（加算項目）</p> <p>1世帯当たり消費支出額（こづかい、つきあい費）×修正率（全国消費実態調査報告による修正-5年毎-）×2人以上世帯数×漏れ率（全国消費実態調査報告から求める）</p> <p>金融機関の帰属サービス（加算項目）</p> <p>生命保険サービス料（生命保険産出額）、年金基金サービス料（年金基金産出額）、証券手数料〔国債×分割比率（全国消費実態調査報告による1世帯当たり有価証券貯蓄現在高）〕</p> <p>家賃（加算項目） 住宅賃貸業産出額</p> <p>設備修繕費（加算項目）</p> <p>2人以上世帯分</p> <p>〔「家計調査報告（全世帯）」設備修繕・維持費－火災保険料〕×1/3（自己負担率）×2人以上世帯数</p> <p>単身者世帯分</p> <p>〔「全国消費実態調査報告（全世帯）」設備修繕・維持費－火災保険料〕×自己負担率（2人以上同値）×単身者数</p> <p>※単身者数には施設等の人員総数を含まない。</p> <p>不動産あっせん料（加算項目）</p> <p>不動産仲介・管理業産出額×分割比率</p> <p>分割比率：不動産仲介業家計消費支出額/不動産業生産額</p>	<p>全国消費実態調査報告、家計調査年報、国勢調査（総務省）</p> <p>全国消費実態調査報告、家計調査年報、国勢調査（総務省）</p> <p>全国消費実態調査報告（総務省）</p> <p>金融・保険業（生産系列） 関係指標（金融機関帰属サービス国債） 全国消費実態調査報告（総務省） 不動産業（生産系列）</p> <p>家計調査年報（総務省）</p> <p>全国消費実態調査報告（総務省）</p> <p>不動産業（生産系列） 産業連関表（県表）</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>2 対家計民間非営利 団体最終消費支出</p> <p>【2】政府最終消費支出</p> <p>【3】総資本形成</p> <p>1 総固定資本形成</p> <p>1) 住宅投資</p> <p>2) 非住宅投資</p>	<p>非生命保険サービス料（加算項目） 非生命保険産出額×分割比率 分割比率：非生命保険帰属収益家計分／全部門計</p> <p>乗用車購入額（加算項目） （新車） 自動車取得税課税標準額（乗用車計+軽四輪乗用車計）×家計分比率〔産業連関表家計消費支出／（県内需要合計－在庫純増）〕</p> <p>（中古車） 国値×分割比率（中古車登録台数の対全国比）</p> <p>医療費（自己負担分、加算項目） 患者負担分（全額自費+一部負担）+正常分娩費+差額ベッド代等</p> <p>介護費（自己負担分、加算項目） 自己負担分</p> <p>その他の消費支出（控除項目） 寄付金受入額×1／2（家計分比率）</p> <p>対家計民間非営利サービス生産者の「自己消費（産出額－商品・非商品販売）」</p> <p>※全額が、家計に対する現物社会移転（再掲項目の家計現実最終消費）となる。</p> <p>自己消費（産出額－商品・非商品販売）+家計への移転の支出</p> <p>産出額 政府サービス生産者産出額</p> <p>商品・非商品販売 手数料収入等</p> <p>家計への移転の支出 医療保険給付等</p> <p>※政府最終消費支出は、再掲項目で家計現実最終消費となる「個別消費支出」と、政府現実最終消費となる「集合消費支出」に区分される。</p> <p>「家計への移転の支出」は全て個別消費支出に計上。「自己消費」については次のとおり推計。</p> <p>①県、市町村 目的別・性質別歳出内訳の人件費、物件費、維持補修費の合計を、目的別に個別消費、集合消費に区分集計し、両者の比率で分割。</p> <p>②国出先機関 ①の比率を準用して分割。</p> <p>③社会保障基金 全額個別消費支出とする。</p> <p>投資額(修正グロス表示)=投資額(グロス表示)-投資に係る税額控除額</p> <p>民間住宅投資 住宅投資額国値(公的含む)×分割比率（出来高ベース居住用建築工事額）－公的住宅投資額</p> <p>公的住宅投資 国・事業団、県、市町村（普通会計、企業会計）の住宅関係事業費の計</p> <p>民間企業設備</p> <p>①農 業 1戸当たり平均投資額（建物、農業用自動車、農機具、植物、動物の増資額計）×農家戸数+受注型・パッケージ型ソフトウェア分（生産系列推計値）</p> <p>②林 業 林業機械保有増加数(種類別)×各単価+受注型・パッケージ型ソフトウェア分（生産系列推計値）</p> <p>※投資税額控除は控除比率による。</p>	<p>金融・保険業（生産系列） 財産所得（分配系列）</p> <p>秋田県税務統計書（県税務課） 産業連関表（県 表） 関係指標（中古車マージン額） 自動車統計データブック（自動車販売協会連合会）</p> <p>サービス業（生産系列） サービス業（生産系列）</p> <p>関係指標（寄付金）</p> <p>対家計民間非営利サービス生産者(生産系列)</p> <p>政府サービス生産者（生産系列） 地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 現物社会保障給付(制度部門別所得支出勘定)</p> <p>地方財政状況調査（県財政課、市町村課）</p> <p>建設投資見通し、建設総合統計年度報、建設統計月報（国土交通省）</p> <p>関係指標（住宅関係事業費） 地方財政状況調査（県財政課、市町村課）</p> <p>関係指標（増資額） 農 業（生産系列）</p> <p>秋田県林業統計（県農林水産部）</p> <p>関係指標（投資控除税額比率）</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
2 在庫品増加 (在庫品評価調整) 1) 民間	<p>③水産業 漁船の建造額+その他の投資額(漁船建造額×漁業投下資本額/漁船等投下資本額)+受注型・パッケージ型ソフトウェア分(生産系列推計値)</p> <p>④製造業 有形固定資産取得額+建設仮勘定増減額-民間住宅投資額+受注型・パッケージ型ソフトウェア分(生産系列推計値) ※投資税額控除は控除比率による。</p> <p>⑤その他の産業 産業別投資額国値×分割比率(産業別総生産) ※投資税額控除は控除比率による。</p> <p>公的企業設備</p> <p>①国・事業団 企業会計(土地造成改良工事、建物非住宅、有形固定資産、建設仮勘定の増減)+公団・事業団(固定資産取得支出-土地購入費-住宅建設購入費)</p> <p>②県 有形固定資産増加額、建設仮勘定純増額の計(土地購入費除く)</p> <p>③市町村 固定資本増加額(法適用事業)+建設改良費(法非適用事業) ※受注型・パッケージ型ソフトウェア分を加算し、投資税額控除を行う。</p> <p>一般政府 国・事業団(普通会計、企業会計、防衛施設)、県・市町村(普通建設事業・災害復旧事業)事業費合計+受注型・パッケージ型ソフトウェア分(生産系列推計値) ※市町村分には、下水道事業(企業会計)を含む。</p>	<p>関係指標(漁船建造額) 漁業経営調査報告(農林水産省) 水産業(生産系列)</p> <p>秋田県の工業(県調査統計課) 製造業(生産系列) 関係指標(投資控除税額比率) 関係指標(投資額国値) 生産系列(各産業) 関係指標(投資控除税額比率)</p> <p>関係指標(有形固定資産増加額等)</p> <p>関係指標(有形固定資産増加額等)</p> <p>市町村公営企業概要(県市町村課) 関係指標(投資控除税額比率)</p> <p>関係指標(公共工事費等) 地方財政状況調査(県財政課、市町村課) 政府サービス生産者(生産系列)</p>
	<p>在庫品増加(修正グロス表示)=在庫品増加(グロス表示)-投資に係る税額控除額</p> <p>在庫品増加(在庫品評価調整後)=在庫品増加(在庫品評価調整前)-在庫品評価調整額</p> <p>①農 業</p> <p>在庫品増加(在庫品評価調整前) 1戸当たり在庫品増加額(経営耕地規模別未処分農産物・農業生産資材の期末在庫価額-期首在庫価額)×農家戸数</p> <p>在庫品評価調整額 農業生産資材名目在庫増加(在庫品評価調整前)-同(在庫品評価調整後)</p> <p>※在庫品評価調整後の額は、農業物価指数(農業生産資材総合)により、農業生産資材の期首・期末在庫価額実質値を求め、期末価額-期首価額により実質在庫増とし、これに年度平均物価指数を乗じて求める。</p> <p>②製造業</p> <p>在庫品増加(在庫品評価調整前) 「製造品・半製品・仕掛品」、「原材料・燃料」について、年末在庫残高-年初在庫残高により求める(JSIC中分類)。29人以下事業所の計数は、4~29人事業所製造品出荷額に、30~49人以上事業所の在庫額/製造品出荷額を乗じて求める。</p> <p>在庫品評価調整額 名目在庫増加(在庫品評価調整前)-名目在庫品増加(在庫品評価調整後)</p> <p>※在庫品評価調整後の額は、①農業と同様の方法により求める。 ※年度転換比率〔鉱工業生産指数(年度/暦年)〕を乗じ年度値と</p>	<p>秋田農林水産統計年報(東北農政局秋田農政事務所)</p> <p>農業物価指数(農林水産省)</p> <p>秋田県の工業(県調査統計課)</p> <p>企業物価指数(日本銀行) 秋田県鉱工業生産指数(県調査統計課)</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
2) 公 的	<p>し、さらにSNA分類に組み替える。 ※投資税額控除は控除比率による。 ③鉱業 ④建設業 ⑤卸売・小売業 ⑥運輸・通信業 ⑦サービス業 ⑧電気・ガス・水道業 在庫品増加(在庫品評価調整後) 国値(評価調整後)×分割比率 ※分割比率はそれぞれ次のとおり 鉱業：民間法人従業者数 建設業：出来高ベース工事費 卸売・小売業：商品手持額法人・個人別 運輸・通信業：従業者数法人・個人別 サービス業：従業者数法人・個人別 電気業：使用電力量 ガス業：ガス販売量 ※投資税額控除は控除比率による。</p> <p>①林業(国有林野事業) 在庫品増加(在庫品評価調整前) 完成品・商品、その他の棚卸資産当年度末残高－前年度末残高 在庫品評価調整額 名目在庫増加(在庫品評価調整前)－名目在庫品増加(在庫品評価調整後) ※在庫品評価調整後の額は、①農業と同様の方法により求める。棚卸資産額の実質化は、企業物価指数(丸太類、生産財)による。 ②卸売・小売業(食糧管理特別会計) 在庫品増加(在庫品評価調整前) 完成品・商品の棚卸資産当年度末残高－前年度末残高 在庫品評価調整額 名目在庫増加(在庫品評価調整前)－名目在庫品増加(在庫品評価調整後) ※在庫品評価調整後の額は、①農業と同様の方法により求める。棚卸資産額の実質化は、企業物価指数(米麦)による。 ③公的事業会計 在庫品増加(在庫品評価調整後) 県・市町村(病院事業等)の貯蔵品について、当年度末残高－前年度末残高を計上。 ④一般政府(石油備蓄勘定) 在庫品増加(在庫品評価調整後) 今期末残高(今期末貯油量×在庫単価)－前期末残高(前期末貯油量×在庫単価)</p>	<p>関係指標(投資控除税額比率)</p> <p>関係指標(在庫品増加国値)</p> <p>経済センサス基礎調査(総務省) 事業所・企業統計調査報告(総務省) 建設総合統計年度報(国土交通省) 商業統計(経済産業省) 関係指標(使用電力量、ガス販売量) 関係指標(投資控除税額比率)</p> <p>関係指標(棚卸資産年度末残高)</p> <p>企業物価指数(日本銀行)</p> <p>関係指標(棚卸資産年度末残高)</p> <p>企業物価指数(日本銀行)</p> <p>市町村公営企業概要(県市町村課)他</p> <p>関係指標(期末貯油量等)</p>
【4】財貨・サービスの移出入(純)・他		
1 移 出	各産業産出額×移出率(産業連関表による輪移出率：輪移出額/県内生産額)	生産系列(各産業産出額) 産業連関表(県表)
2 (控除)移 入	(民間最終消費支出+政府最終消費支出+総資本形成)×移入率 [産業連関表による輪移入率：輪移入額/(民間消費支出+一般政府消費支出+県内総固定資本形成+在庫純増)]	支出系列(各項目推計値) 産業連関表(県表)
3 統計上の不突合	県内生産－(民間最終消費支出+政府最終消費支出+総資本形成+財貨・サービスの移出－財貨・サービスの移入)	生産系列(県内生産) 支出系列(各項目推計値)
【5】県内総生産(支出側、市場価格) (参考) 県外からの所得(純) 県民総所得(市場価格)	【1】民間最終消費支出+【2】政府最終消費支出+【3】総資本形成+【4】財貨・サービスの移出入(純)・他 県民所得(要素費用表示)－県内要素所得 【5】県内総生産(支出側、市場価格)+県外からの所得(純)	

5 県内総生産（支出側、実質：固定基準年方式）

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
【 1 】 民間最終消費支出		
1 家計最終消費支出	<p>物価指数(中分類)年度平均値の算出 秋田県消費者物価指数(中分類、月別、全県値)により年度平均指数を求める。</p> <p>10大費目別指数への統合 中分類各項目について、年度平均指数×項目ウエイト/ウエイト計により指数修正値を求め、これを費目単位に統合(合計)し10大費目のデフレーターとする。</p> <p>家計最終消費支出実質値の算出 10大費目別の家計最終消費支出名目値を②で求めたデフレーターで除して、家計最終消費支出実質値(10大費目別)を求める。 各費目名目値の合計を実質値の合計で除して、家計最終消費支出のデフレーターを求める。</p>	<p>秋田県消費者物価指数年報(県調査統計課)</p> <p>家計最終消費支出推計値(名目)</p>
2 対家計民間非営利 団体最終消費支出	「国民経済計算」同項目のデフレーターを用いて実質化する。	国民経済計算年報(内閣府)
【 2 】 政府最終消費支出	「国民経済計算」同項目のデフレーターを用いて実質化する。	国民経済計算年報(内閣府)
【 3 】 総資本形成	「国民経済計算」同項目のデフレーターを用いて実質化する。	国民経済計算年報(内閣府)
【 4 】 財貨・サービスの 移出入(純)・他		
1 移 出	<p>産業別に求めたデフレーターで名目値(産業別)を除いて、実質値(産業別)を求める。 実質値の合計で名目値の合計を除いて、デフレーターを求める。</p>	<p>企業物価指数(日本銀行) 企業向けサービス価格指数(日本銀行) 秋田県消費者物価指数年報(県調査統計課) 全国消費者物価指数年報(総務省)</p>
2 (控除)移 入	移出と同様に推計。	
3 統計上の不突合	県内総生産(支出側)のデフレーターを用いて実質化する。	
【 5 】 県内総生産 (支出側、市場価格)	<p>県内総生産(支出側)名目値(統計上の不突合を除く)/同実質値 [民間最終消費支出実質値+政府最終消費支出実質値+総資本形成実質値+財貨・サービスの移出入(純)実質値]×100によりデフレーターを求める。 求めたデフレーターで県内総生産(支出側)名目値を除いて、実質値を求める。 県外からの所得(純)、県民総所得(市場価格)については、県内総生産(支出側)のデフレーターを準用して実質値を求める。</p>	

6 制度部門別所得支出勘定

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>【 1 】 転記計上項目</p> <p>【 2 】 推計項目</p> <p>1 所得・富等に課される経常税</p>	<p>受 取</p> <p>①雇用者報酬（家計に計上）</p> <p>②営業余剰〔非金融法人企業、金融機関、家計（持ち家）に計上〕</p> <p>③混合所得〔家計（個人企業）に計上〕</p> <p>④生産・輸入品に課される税（一般政府に計上）</p> <p>⑤財産所得（利子・法人企業の分配所得・保険契約者に帰属する財産所得・賃貸料の受取分について、非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計、対家計民間非営利団体に計上）</p> <p>支 払</p> <p>①最終消費支出（一般政府、家計、対家計民間非営利団体に計上）</p> <p>②補助金（一般政府に計上）</p> <p>③財産所得（利子・法人企業の分配所得・賃貸料を非金融法人企業に計上、利子・法人企業の分配所得・保険契約者に帰属する財産所得・賃貸料を金融機関に計上、利子・賃貸料を一般政府、家計、対家計民間非営利団体に計上－支払分－）</p> <p>次の項目を推計する。</p> <p>制度部門別の支払・受取区分は、支払計（非金融法人企業＋金融機関＋家計）＝受取（一般政府）となる（源泉所得税、法人税を除く）。</p> <p>所得に課される税</p> <p>①所得税</p> <p>源泉所得税（受取）</p> <p>取納済額合計×源泉徴収税額（利子所得等）構成比</p> <p>源泉所得税（支払）</p> <p>利子所得等については、国値（全国徴収税額）×分割比率（家計受取利子）によって県値を求め、これに制度部門別分割比率を乗じ、各部門（非金融法人企業、金融機関、家計）の支払額を求める。</p> <p>配当所得、上場株式等の譲渡所得等については、一般政府受取額を制度部門別分割比率により分割する。</p> <p>給与所得、退職所得、報酬・料金等所得（家計受取）については、一般政府受取額に内民転換比率（内ベース雇用者報酬／内ベース雇用者報酬）を乗じる。</p> <p>申告所得税（受取＝支払）</p> <p>取納税額（家計支払）</p> <p>所得税還付金（控除項目）</p> <p>国値×分割比率（源泉徴収税額）×内民転換比率×制度部門別分割比率</p> <p>②法人税</p> <p>法人税、法人特別税については、取納税額国値×分割比率（法人事業税収入額）×制度部門別分割比率により支払額を求め、受取額は取納済額による。</p> <p>③住民税（受取＝支払）</p> <p>県民税、市町村民税の収入済額による。法人数等により制度部門別に分割する。</p> <p>④日本銀行納付金（受取＝支払）</p> <p>国値×分割比率（全国銀行勘定貸出残高）（金融機関支払）</p> <p>その他の経常税</p> <p>①自動車関係税（受取＝支払）</p> <p>「生産・輸入品に課される税」推計値から転記計上する。</p>	<p>生産系列推計値</p> <p>分配系列推計値</p> <p>支出系列推計値</p> <p>仙台国税局統計書（仙台国税局）</p> <p>関係指標（取納済額）</p> <p>国税庁統計年報書（国税庁）</p> <p>財産所得（分配系列）</p> <p>関係指標（制度部門別分割比率）</p> <p>県民雇用者報酬（分配系列）</p> <p>関係指標（取納税額）</p> <p>国税庁統計年報書（国税庁）</p> <p>関係指標（法人税額国値等）</p> <p>秋田県税務統計書（県税務課）</p> <p>仙台国税局統計書（仙台国税局）</p> <p>地方財政状況調査（県財政課、市町村課）</p> <p>関係指標（納付金国値）</p> <p>金融業（生産系列）</p> <p>生産・輸入品に課される税（生産系列）</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>2 社会負担 及び社会給付</p>	<p>②狩猟者登録税等（受取＝支払） 狩猟者登録税、入猟税（家計支払）収入済額</p> <p>③均等割住民税（受取＝支払） 所得に課される税③住民税と同様。</p> <p>A. 強制的社会負担 支払は家計、受取は一般政府(社会保障基金)に計上。 一般政府(社会保障基金)の受取は内ベースとなり、家計の支払は民ベースとなるため、「家計の支払額＝内ベース受取額×内民転換比率」となる。 雇主の強制的現実社会負担 次の項目について収納済額等(雇主負担額)を計上。 ①特別会計[年金(健康保険、厚生年金)、労働保険(労災保険、雇用保険)、船員保険] ②共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、その他団体職員共済組合) ③組合管掌健康保険 ④児童手当 ⑤基金 ⑥介護保険</p> <p>雇用者の強制的社会負担 次の項目について収納済額等(雇用者負担額)を計上。 ①特別会計[年金(健康保険、厚生年金、国民年金)、労働保険(雇用保険)、船員保険] ②国民健康保険 ③後期高齢者医療 ④共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、その他団体職員共済組合) ⑤全国健康保険協会 ⑥組合管掌健康保険 ⑦基金 ⑧介護保険</p> <p>B. 現金による社会保障給付 支払は一般政府(社会保障基金)、受取は家計に計上。 一般政府(社会保障基金)からの支払は内ベースとなり、家計の受取は民ベースとなるため、「家計の受取額＝内ベース支払額×内民転換比率」となる。 次の項目について給付額等を計上。 ①特別会計[年金(健康保険、厚生年金、国民年金)、労働保険(労災保険、雇用保険)、船員保険] ②国民健康保険 ③共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、その他団体職員共済組合) ④全国健康保険協会 ⑤組合管掌健康保険 ⑥児童手当 ⑦基金 ⑧介護保険</p> <p>C. 現物社会保障給付 支払は一般政府(社会保障基金)、受取は家計に計上。 一般政府(社会保障基金)からの支払は内ベースとなり、家計の受取は民ベースとなるため、「家計の受取額＝内ベース支払額×内民転換比率」となる。 払い戻しによる社会保障給付、その他の現物社会保障給付 次の項目について給付額等を計上。 ①特別会計[年金(健康保険)、船員保険] ②国民健康保険 ③後期高齢者医療 ④共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、その他団体職員共済組合) ⑤全国健康保険協会 ⑥組合管掌健康保険 ⑦介護保険</p> <p>D. 自発的社会負担及び年金基金による社会給付 負担については、支払は家計、受取は金融機関に計上。 給付については、支払は金融機関、受取は家計に計上。 家計による負担の支払と給付の受取は、民ベース（金融機関による負担受取または給付支払×内民転換比率）となる。 次の項目について負担額と給付額を、負担額・給付額国値×分割比率（加入者数、雇用者数）により求める。 ①厚生年金基金・企業年金連合会 ②石炭鉱業年金基金</p>	<p>地方財政状況調査（県財政課）</p> <p>関係指標（保険料収納状況等） 国民経済計算年報（内閣府） 事業年報（社会保険庁） 全国健康保険協会事業年報（協会けんぽ） 厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省) 後期高齢者医療事業年報（厚生労働省） 児童手当事業年報（厚生労働省） 介護保険事業年報（厚生労働省） 国民健康保険事業状況（県長寿社会課）</p> <p>関係指標（年金給付額等） 国民経済計算年報（内閣府） 事業年報（社会保険庁） 全国健康保険協会事業年報（協会けんぽ） 厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省) 児童手当事業年報（厚生労働省） 介護保険事業年報（厚生労働省） 労働市場年報（秋田労働局） 国民健康保険事業状況（県長寿社会課）</p> <p>関係指標（療養給付額等） 国民経済計算年報（内閣府） 事業年報（社会保険庁） 全国健康保険協会事業年報（協会けんぽ） 厚生年金保険・国民年金事業年報(厚生労働省) 後期高齢者医療事業年報（厚生労働省） 介護保険事業年報（厚生労働省） 国民健康保険事業状況（県長寿社会課） 地方財政状況調査（県市町村課）</p> <p>県民雇用者報酬（分配系列）</p>

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
3 その他の経常移転	<p>③適格退職年金 ④勤労者退職金共済機構 ⑤中小企業基盤整備機構・小規模企業共済勘定 ⑥国民年金基金・同連合会 ⑦農業者年金基金 ⑧確定給付企業年金</p> <p>E. 帰属社会負担及び無基金雇用者社会給付 雇主が無基金で行う負担であり、雇用者報酬の一部として家計へ支払われ、さらに家計から無基金(擬制)への掛金支払として計上される。給付は、無基金(擬制)から家計への支払であり、負担額と同額となる。 推計項目(区分)は次のとおり。 ①退職一時金 ②公務災害補償費 ③その他(労災保険適用前の法定補償、非生命保険会社による労災補償責任保険、労災保険上積給付、財形奨励金、団体生命保険料等)</p> <p>F. 社会扶助給付 一般政府、対家計民間非営利団体から家計に支払われる扶助給付のうち、現金による社会保障給付や無基金雇用者社会給付とならないもの。 支 払：一般政府の生活保護費等、対家計民間非営利団体の奨励金、教育・研究のための扶助給付 受 取：支払額×内民転換比率(家計)</p> <p>A. 非生命保険金及び非生命保険純保険料 各制度部門の支払(加入者)側に、保険料として支払われたもののうち保険金が「純保険料」として計上され、金融機関では、支払側に保険金、受取側に純保険料(保険金と同額)が計上される。 保険金(純保険料－生産系列推計値－)を分割比率により各制度部門に分割する(再保険分、再保険を除く保険分別に推計)。</p> <p>B. 他に分類されない経常移転 ①その他の経常移転 対家計民間非営利団体 受 取：国値×分割比率(社会扶助給付) 支 払：非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計の別に、寄付金・負担金・補助金等を計上(一部国値×分割比率)。</p> <p>家計間の仕送金 贈与金、遊学仕送金等について、支払と受取を計上。 一般政府 受 取：国出先機関、県・市町村、社会保障基金の別に、家計、国庫、県外その他からの受取を計上する。 支 払：国出先機関、県・市町村、社会保障基金から、家計その他部門への支払を計上する。 受取、支払のほかに、一般政府内の経常移転(国出先機関、県、市町村、社会保障基金相互間、県内)を計上する。</p> <p>②罰 金 受取(一般政府) 国分〔国値×分割比率(法人事業税収入額)] + 県・市町村分(延滞金・加算金及び過料収入) 支払(非金融法人企業、金融機関、家計) 受取額(一般政府)×制度部門別分割比率(直接税支払額)</p> <p>雇主の自発的现实社会負担+雇用者の自発的社会負担-年金基金による社会給付 年金負担額と年金給付額の差額を「年金準備金」として家計に帰属</p>	<p>関係指標(負担額国値等)</p> <p>県民雇用者報酬(分配系列)</p> <p>地方財政状況調査(県財政課、市町村課) 関係指標(扶助国国値等) 各系列推計値</p> <p>保険業(生産系列) 関係指標(再保険分国値等)</p> <p>関係指標(経常移転国値等) 金融業(生産系列) 家計最終消費支出(支出系列) 国民経済計算年報(内閣府) 地方財政状況調査(県財政課、市町村課) 全国消費実態調査報告(総務省) 家計調査年報(総務省) 学校基本調査報告(文部科学省)</p> <p>関係指標(寄付金等) 地方財政状況調査(県財政課、市町村課) 国民健康保険事業状況(県長寿社会課)</p> <p>関係指標(罰金受取額国値) 地方財政状況調査(県財政課、市町村課)</p>
4 年金基金 年金準備金の変動		

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
(参 考)	させる。家計の受取、金融機関の支払となる。	
貯 蓄	各制度部門の受取合計から支払合計を差し引いた残差として求める。	
可処分所得(家 計)	受取合計－(年金基金年金準備金の変動＋支払財産所得＋所得・富等に課される経常税＋社会負担＋その他の経常移転)	
貯 蓄 率(家 計)	貯蓄／(可処分所得＋年金基金年金準備金の変動)×100(単位：%)	

7 制度部門別資本調達勘定(実物取引)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
1 貯 蓄	貯蓄・資本移転による正味資産の変動〔貯蓄(純)＋資本移転等(純)] ＝資産の変動〔総固定資本形成＋(控除)固定資本減耗＋在庫品増加＋土地の購入(純)＋純貸出(+)／純借入(-)] 制度部門別所得支出勘定推計値(各制度部門残差項目)	制度部門別所得支出勘定
2 資本移転等(純)	一般政府と他部門間 ①～③を統合し、各項目について部門間の受取額、支払額を求め、純受取額を計上する。 ①国出先機関、社会保障基金 公共事業費負担金等について、家計、非金融法人企業からの受取受取と部門内取引を計上し、補助金等について、家計、非金融法人企業、県・市町村(部門内取引)への支払を計上する。 ②県・市町村 各種譲与税、負担金等について、国庫、家計、非金融法人企業からの受取を計上し各種補助金等について、国庫、家計、非金融法人企業、対家計民間非営利団体への支払を計上する。 なお、交付金、負担金等について、県・市町村間の取引を計上し、受取・支払の別を区分する。 ③国出先機関、国庫 国出先機関と国庫との取引(受払)を計上する。	関係指標(相続税等) 地方財政状況調査(県財政課、市町村課)
3 総固定資本形成	金融機関 国債(資本移転等純受取額)×分割比率〔金融機関(民間＋公的)企業所得] 総固定資本形成推計値(住宅投資、企業設備投資等)を各制度部門別に分割する。	国民経済計算年報(内閣府) 企業所得(分配系列) 総固定資本形成(支出系列)
4 (控除)固定資本減耗	産業別(金融・保険業を除く民間と公的)固定資本減耗額を、民間非金融法人企業、公的非金融法人企業、家計(個人企業)の各制度部門に分割する。 金融・保険業、一般政府、対家計民間非営利団体については、生産系列推計値(要素所得表)を、金融機関、一般政府、対家計民間非営利団体の各部門に計上する(一般政府は、さらに国出先機関、社会保障基金、県、市町村に区分する)。 産業公的(非金融) 国、県、市町村の公営企業・事業会計別に、資本減耗額、減価償却費等を計上し、産業区分を明らかにする。 産業民間(非金融) ①農 業 耕種(家計)、獣医業(個人診療分は家計)、農業サービス(非金融法人企業)により、家計と非金融法人企業に分割。 ②林 業 民有林、狩猟業を家計とする。	産業別固定資本減耗(生産系列) 農 業(生産系列) 林 業(生産系列)

項 目	推 計 方 法	基 礎 資 料
<p>5 在庫品増加</p> <p>6 土地の購入（純）</p> <p>7 純貸出(+)／純借入(-)</p>	<p>③水産業 海面漁業企業体を非金融法人企業分とし残差を家計分とする。</p> <p>④製造業 「と畜場を除く固定資本減耗×法人企業比率+と畜場の固定資本減耗」を非金融法人企業分とし、残差を家計分とする。 法人企業比率：（10人以上事業所会社+組合減価償却額）／（減価償却額10人以上事業所+9人以下事業所）</p> <p>⑤その他の産業 〔各産業固定資本減耗（要素所得表）－公的非金融分－家計分（不動産業）〕×法人企業比率（修正グロス民間企業設備投資額）により非金融法人企業分を求め、残差を家計分とする。 不動産業の家計分は、住宅賃貸業の固定資本減耗とする。</p> <p>在庫品増加推計値（制度部門別）を転記計上。</p> <p>一般政府 ①国出先機関・社会保障基金 （施設費+公共事業費）－土地売却分 ②県・市町村 （土地取得額－補償費）－土地売却分</p> <p>非金融法人企業、金融機関 国債×分割比率(固定資産法人決定価格)</p> <p>対家計民間非営利団体 国債×分割比率(従業者数)</p> <p>家 計 合計値(0)－家計以外の制度部門計</p> <p>純貸出(+)/純借入(-) = [貯蓄(純)+資本移転(純)] - [総固定資本形成+(控除)固定資本減耗+在庫品増加+土地の購入(純)]</p>	<p>水産業（生産系列）</p> <p>製造業（生産系列） 秋田県の工業（県調査統計課）</p> <p>産業別固定資本減耗（生産系列） 不動産業（生産系列） 総固定資本形成（支出系列）</p> <p>在庫品増加（支出系列）</p> <p>関係指標（施設費等）</p> <p>地方財政状況調査（県財政課、市町村課） 国民経済計算年報（内閣府） 財産所得（分配系列） 国民経済計算年報（内閣府） 財産所得（分配系列）</p>

SNA産業分類	日本標準産業分類
1 産業 (1) 農林水産業 農業	01 農業 0113 野菜作農業(きのご類の栽培を含む)のうち「きのご類の栽培」は林業、「もやし栽培農業」は製造業(食料品)、014 園芸サービス業はサービス業(その他の対個人サービス)に分類。 自家栽培の原料を用いた製造・加工活動は含まない。 741 獣医学業
林業	02 林業 0113 野菜作農業(きのご類の栽培を含む) (うち「きのご類の栽培」)
水産業	03 漁業(水産養殖業を除く)、04 水産養殖業 自家加工については、漁家が主として自家取得物の原材料を用いて庭先などで行う素乾、塩乾などの極めて単純な加工工程のものと、母船内加工を水産業に含め、その他は製造業の食料品製造業に分類する。生産の把握は当該漁業の事業所所在地主義により水揚げ地主義はとらない。
(2) 鉱業	05 鉱業, 採石業, 砂利採取業、2181 砕石製造業
(3) 製造業 食料品	09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業 0113 野菜作農業(きのご類の栽培を含む) (うち「もやし栽培農業」) 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 (うち「硬化油(食用)」) 952 と畜場
繊維	11 繊維工業 1112 化学繊維製造業は化学に、1113 炭素繊維製造業は窯業・土石製品に分類。 116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)、117 下着類製造業、118 和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119 その他の繊維製品製造業はその他の製造業に分類。
パルプ・紙	14 パルプ・紙・紙加工品製造業、1226 繊維板製造業
化学	16 化学工業 1641 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業のうち「硬化油(食用)」は食料品に分類。 1112 化学繊維製造業
石油・石炭製品	17 石油製品・石炭製品製造業
窯業・土石製品	21 窯業・土石製品製造業 2181 採石製造業は鉱業に分類。 1113 炭素繊維製造業
一次金属	22 鉄鋼業、23 非鉄金属製造業
金属製品	24 金属製品製造業
一般機械	25 はん用機械器具製造業、26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、274 医療用機械器具・医療用品製造業、275 光学機械器具・レンズ製造業は精密機械に分類。 2761 武器製造業はその他の製造業に分類。
電気機械	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、29 電気機械器具製造業
輸送用機械	30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業
精密機械	273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用器械器具・医療用品製造業、275 光学機械器具・レンズ製造業

SNA産業分類	日本標準産業分類
<p>その他の製造業</p>	<p>323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業</p> <p>11繊維工業 （うち116外衣・シャツ製造業(和式)を除く、117下着類製造業、118和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、119その他の繊維製品製造業)</p> <p>12木材・木製品製造業(家具を除く) 1226繊維板製造業はパルプ・紙に分類。</p> <p>13家具・装備品製造業、15印刷・同関連業</p> <p>18プラスチック製品製造業(別掲を除く)、19ゴム製品製造業</p> <p>20なめし革・同製品・毛皮製造業、2761武器製造業</p> <p>32その他の製造業 323時計・同部分品製造業、3297眼鏡製造業は精密機械に分類。</p> <p>4121レコード製作業、413新聞業、414出版業</p>
<p>(4)建設業</p>	<p>06総合工事業、07職別工事業(設備工事業を除く)、08設備工事業</p>
<p>(5)電気・ガス・水道業</p> <p>電気業</p> <p>ガス業・熱供給業</p> <p>水道業</p> <p>廃棄物処理業</p>	<p>33電気業 具体的には、10電力会社、電発、原発の電力会社、公営電力及び共同電力会社の活動。</p> <p>34ガス業、35熱供給業 （液化石油ガスの製造は製造業に分類） 熱供給業は一般の需要に応じボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気・温水・冷水等を触媒とする熱エネルギーまたは蒸気もしくは温水を導管により供給する事業所の活動であり、地域暖冷房業、地域暖房業、蒸気供給業が該当する。</p> <p>361上水道業(うち船舶給水業は除く)、362工業用水道業 地方公共団体が行う上水道、工業用水道が該当する。</p> <p>88廃棄物処理業(うち民営事業所による活動) 地方公共団体の委託事業を含むが、各産業が自ら行う自家処理分は含まない。</p>
<p>(6)卸売・小売業</p> <p>卸売業</p> <p>小売業</p>	<p>50各種商品卸売業、51繊維・衣服等卸売業、52飲食品卸売業 53建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、54機械器具卸売業 55その他の卸売業、959他に分類されないサービス業（うち「卸売市場」）</p> <p>56各種商品小売業、57織物・衣服・身の回り品小売業、58飲食品小売業 59機械器具小売業、60その他の小売業、61無店舗小売業 77持ち帰り・配達飲食サービス業 772配達飲食サービス業のうち「給食」は、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の「教育」に分類。</p>
<p>(7)金融・保険業</p> <p>金融業</p> <p>保険業</p>	<p>62銀行業、63協同組織金融業 64貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関 65金融商品取引業、商品先物取引業、66補助的金融業等</p> <p>67保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)</p>
<p>(8)不動産業</p> <p>不動産仲介・管理業</p> <p>住宅賃貸業</p> <p>不動産賃貸業</p>	<p>68不動産取引業、694不動産管理業 690管理・補助的経済活動を行う事業所（うち不動産管理業の活動）</p> <p>692貸家業、貸間業 持ち家や給与住宅についての帰属家賃も含む。</p> <p>690管理・補助的経済活動を行う事業所（うち不動産賃貸業の活動） 691不動産賃貸業（6912土地賃貸業を除く）</p>
<p>(9)運輸・通信業</p> <p>運輸業</p>	<p>42鉄道業、43道路旅客運送業、44道路貨物運送業、45水運業</p>

SNA産業分類	日本標準産業分類
<p>通信業</p>	<p>46航空運輸業、47倉庫業 48運輸に附帯するサービス業 4855棧橋泊きよ業は政府サービス生産者(公務)に分類。 693駐車場業、791旅行業 産出額の把握は事業所主義によることとしているため、自県居住者による自県から他県までの輸送サービスは、すべて自県に計上する。 37通信業、49郵便業(信書便事業を含む)、86郵便局</p>
<p>(10)サービス業</p> <p>＜ 公共サービス ＞</p> <p>教育</p> <p>研究</p> <p>医療業</p> <p>保健衛生</p> <p>介護サービス</p> <p>＜ 対事業所サービス ＞</p> <p>その他の公共サービス</p> <p>広告業</p> <p>業務用物品賃貸業</p> <p>自動車・機械修理</p> <p>その他の対事業所サービス</p> <p>＜ 対個人サービス ＞</p> <p>娯楽業</p> <p>放送業</p> <p>飲食店</p> <p>旅館</p> <p>洗濯・理容・浴場業</p> <p>その他の対個人サービス</p> <p>分類不明産業</p>	<p>8221職員教育施設・支援事業、8222職業訓練施設 8299他に分類されない教育、学習支援業 (上記のうち、政府サービス生産者に含まれるものを除く)</p> <p>71学術・開発研究機関(うち政府、非営利に含まれるものを除く)</p> <p>83医療業(うち介護保険におけるサービスを除く)</p> <p>842健康相談施設 8492検査業(国及び地方公共団体による活動を除く) 8493消毒業(国及び地方公共団体による活動を除く) 8499他に分類されない保健衛生(国及び地方公共団体による活動を除く)</p> <p>83医療業(うち介護保険におけるサービス活動) 854老人・福祉介護事業(うち介護保険によって提供されるサービス) 8599他に分類されない社会保険・社会福祉・介護事業 (うち介護保険によって提供されるサービス)</p> <p>87協同組合(他に分類されないもの)、931経済団体</p> <p>73広告業</p> <p>70物品賃貸業</p> <p>891自動車整備業、901機械修理業(電気機械器具を除く) 902電気機械器具修理業</p> <p>39情報サービス、40インターネット附随サービス業 4122ラジオ番組制作業、4161ニュース供給業、4151広告制作業 72専門サービス業(他に分類されないもの) 727著述・芸術家業は娯楽業に分類。 74技術サービス業(他に分類されないもの) 741獣医学業は農業、746写真業はその他の対個人サービス業に分類。 92その他の事業サービス業、91職業紹介・労働者派遣業</p> <p>411映像情報制作・配給業 4169その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 727著述・芸術家業 80娯楽業 8048フィットネスクラブはその他の対個人サービス業に分類。</p> <p>38放送業</p> <p>76飲食店</p> <p>75宿泊業(うち会社の寄宿舎、学生寮等を除いた宿泊所の活動)</p> <p>78洗濯・理容・美容・浴場業</p> <p>014園芸サービス業、746写真業、823学習塾、824教養・技能教授業 8048フィットネスクラブ 79その他の生活関連サービス業 791旅行業は運輸業に分類。 903表具業、909その他の修理業</p> <p>分類不明産業とは、SNA産業分類に用いる生産主体に属し、かつ、</p>

SNA産業分類	日本標準産業分類
	前記の産業分類に属さない産業をいい、県民経済計算ではその他の対個人サービス業の一部とする。
2 政府サービス生産者 (1)電気・ガス・水道業 下水道 廃棄物処理業	363下水道業 88廃棄物処理業（うち国・地方公共団体による活動）
(2)サービス業 教育 学術研究機関	772配達飲食サービス業 （うち給食センター及び都道府県学校給食会の委託を受けた食品加工業者による給食の生産活動と学校教育法に基づく国公立の義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食の生産活動） 81学校教育（うち国及び地方公共団体が設置する学校施設） 821社会教育（うち国及び地方公共団体が設置する社会教育施設） 822職業・教育支援施設 （うち国及び地方公共団体が設置する職員・職業訓練施設の活動（訓練施設については一部の特殊法人等が設置する活動も含む）） 71学術・開発研究機関 （うち、国・地方公共団体及び一部の特殊法人等が行う活動）
(3)公務	361上水道業（うち船泊給水業） 4854貨物荷扱固定施設業（うち荷役棧橋設備等の港湾関係分） 4855棧橋泊きよ業 4856飛行場業 （うち国及び地方公共団体の行う空港（第一種、第二種及び第三種）の管理活動） 4899他に分類されない運輸に附帯するサービス業 （うち航路標識事務所（灯台）、海上交通センター等による水路情報提供活動、航空管制活動） 84保健衛生（うち国及び地方公共団体による活動） 85社会保険・社会福祉・介護事業 （うち国、地方公共団体及び社会保険事業団体（国公立）・労働者健康福祉機構・（旧）日本郵政公社簡易保険事業本部による活動） 95国家公務（準公務に格付される各部門を除く） 96地方公務（準公務に格付される各部門を除く）
3 対家計民間非営利サービス生産者 (1)サービス業 教育 その他	772配達飲食サービス業（うち給食（政府サービス生産者分を除く）） 81学校教育（うち国・地方公共団体以外の者が設置する学校の活動） 821社会教育 （うち民法第34条の法人・その他の法人・団体及び個人が設置する社会教育施設の活動） 71学術・開発研究機関 （うち私立学校及び民法第34条の法人が設置する研究機関が行う活動） 85社会保険・社会福祉・介護事業 （うち政府サービス生産者、介護保険によるサービス以外の活動） 93政治・経済・文化団体 931経済団体はその他の公共サービスに分類。 94宗教、951集会場

（注）各産業のコード番号は、総務省「日本標準産業分類（平成19年11月改訂）」による。